

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月2日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年5月3日から2024年11月1日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券市場を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目的として運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|----------------|----------------|---------------------------------------|----------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 | インデックス型 特 殊 型 |

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------|--------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回 | グローバル (日本を含む) 日本 北米 | ファミリー ファンド | あり | 日経225 TOPIX |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 | (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ | ファンド・オブ ブ・ファンズ | なし | その他* |
| クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(債券・株式・不動産投信)資産配分変更型)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) エマージング | | | |

* 複合インデックス

<各分類および区分の定義>

．商品分類

| | | |
|----------------|---------|--|
| 単位型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

．属性区分

| | | |
|---------------|---|--|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式・不動産投信）資産配分変更型）） | 目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として債券・株式・不動産投信に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | グローバル（日本を含む） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| 対象インデックス | その他 | 日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいう。 |

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

信託金の限度額は、1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

ファンドの特色

1

国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券(以下「リート」といいます。)を主な投資対象とします。

親投資信託およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「投資対象ファンド」といいます。)を通じて投資を行います。

※ 投資対象ファンドについては、後述の追加的記載事項「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

2

各投資対象資産を代表する指数(以下「対象指数」といいます。)で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目指します。

複合インデックスは、対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への資産配分比率(以下「基本投資割合」といいます。)を乗じて算出されます。

| 投資対象資産 | 対象指数 | 基本投資割合 |
|--------|---------------------------------------|--------|
| 国内債券 | NOMURA-BPI総合 | 6.0% |
| 国内株式 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) | 23.0% |
| 先進国債券 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース) | 23.0% |
| 先進国株式 | MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て) | 31.0% |
| 新興国株式 | MSCIエマージング・マーケット指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て) | 8.0% |
| 先進国リート | S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース) | 9.0% |

※ 上記基本投資割合については、2024年2月末現在のものであり、定期的な見直しにより変更となります。

※ 各対象指数については、後述の追加的記載事項をご覧ください。

■基本投資割合は、各投資対象資産についてブラックロックが推計する長期的に期待される収益率およびリスク等をもとに最適化を行い、想定変動リスク*の水準があらかじめ定められた目標値程度となるように決定されます。基本投資割合は、原則として毎年見直されます。

* 変動リスクとは、価格変動の幅の程度を意味します。当ファンドの収益率とは異なります。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に委託します。

(追加的記載事項)

投資対象ファンドの概要

| 形態 | ファンド名 | 主な投資対象 | 運用方針 | 委託会社または運用会社 |
|----------|------------------------------------|--------------------|---|----------------------------------|
| 親投資信託 | 国内債券インデックス・マザーファンド | 日本の公社債 | 円建ての債券市場を代表する指数(NOMURA-BPI総合)に連動する運用成果を目指します。 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| | 先進国債券インデックス・マザーファンド | 日本を除く先進国の公社債 | 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース))に連動する運用成果を目指します。 | |
| | 先進国株式インデックス・マザーファンド | 日本を除く先進国の株式 | 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。 | |
| | 先進国リートインデックス・マザーファンド | 日本を除く先進国の不動産投資信託証券 | 日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース))に連動する運用成果を目指します。 | |
| 上場投資信託証券 | iシェアーズ・コア TOPIX ETF | 日本の株式 | TOPIX(配当込み)の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| | iシェアーズ MSCI コクサイ ETF | 日本を除く先進国の株式 | 日本を除く先進国の株式で構成される指数であるMSCIコクサイ指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ |
| | iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF | 新興国の株式 | 新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。 | |
| | iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF | 新興国の株式 | 新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。 | ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド |

*上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、変更することがあります。

*投資対象ファンドのベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来変更となる場合があります。

各対象指数の著作権等について

■ NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

■ FTSE世界国債インデックス(除く日本)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■ MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット指数

MSCIコクサイ指数は、日本を除く世界の主要先進国の株式を、またMSCIエマージング・マーケット指数は、新興国の株式を対象とする株価指数であり、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■ S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)

S&P先進国REIT指数は、先進国の不動産投資信託を対象とする指数であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ブラックロックについて

- グループ本社をニューヨークに置き、世界35カ国以上に配置された社員数は約19,300名に上り、資産運用関連の幅広いビジネスを展開しています。
- 世界25カ所の運用拠点を中心に運用プロフェッショナル2,800名超を配置しており、さまざまな資産、国・地域のスペシャリストの知見が運用に活かされます。

※2023年12月末現在

運用資産残高

第1位
1,134兆円

高いリスク管理能力と幅広く優れた運用能力により、運用資産残高世界第1位の資産運用会社となっています。

世界の運用機関資産残高ランキング

| | 運用機関名 | 運用資産残高 |
|---|------------------|----------|
| 1 | ブラックロック | 約1,134兆円 |
| 2 | バンガードグループ | 約957兆円 |
| 3 | フィデリティ・インベストメンツ | 約482兆円 |
| 4 | ステート・ストリート・グローバル | 約459兆円 |
| 5 | J.P.モルガン・チェース | 約365兆円 |

出所:Pensions & Investments "The world's largest 500 asset managers - A Thinking Ahead Institute and Pensions & Investments joint study" as of Dec. 31, 2022 ブラックロック 資産残高円換算レート:1ドル=131.945円(WMOイター、2022年12月末時点)

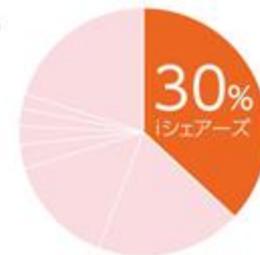
上場投資信託(ETF)
シェア&銘柄数

第1位
30%

世界の全上場投資商品約1,623兆円のうち約494兆円(30%)、11,321本のうち1,083本をブラックロックのiシェアーズETFが占め、シェアは世界第1位です。

iShares
by BlackRock

全ETFの業界シェア



出所:ブラックロック(2023年12月末現在、円換算レート:WMOイター 1ドル=140.98円)

インデックス運用の先駆け

第1号
1971年
運用開始

1971年に最初のインデックス運用を手がけたことに始まり、テクノロジーを活用した先進的な運用手法を積極的に取り入れています。



ブラックロック本社が入居するビル
(ニューヨーク市)

ブラックロック マルチアセット運用部による運用

- 当ファンドの運用は、米国および世界各国において、さまざまな投資対象を活用した長期的な分散投資に豊富な経験を有するブラックロックのマルチアセット運用部が担当します。
- ブラックロックのマルチアセット運用は、世界のさまざまな投資対象の投資機会を見極め、運用環境の変化に対応した資産配分を行うことにより、より良い投資成果をあげることを目指します。

30年超の マルチアセット運用経験^(注)

ブラックロックは、各種の投資信託として、また、さまざまな運用ニーズにカスタマイズした運用として、30年超にわたりマルチアセット運用を提供してきた実績を持ちます。

精緻な 資産配分決定モデル

各国・各地域の運用環境の分析に基づき、投資対象とする各資産について長期に期待される収益率と推定されるリスク等に応じて長期的な分散投資を目指す最適な資産配分を決定します。

170兆円以上の 運用資産残高^(注)

ブラックロックのマルチアセット運用は、200名超の運用プロフェッショナルがこれを担っており、運用資産残高は合計で1兆2,028億米ドル(約170兆円)に上ります。

(注)出所:ブラックロック(2023年12月末現在、円換算レート:WMロイター 1ドル=140.98円)

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドで採用されている資産配分決定モデル

ロング・ホライズン・モデル

各資産について、それぞれ10年程度の長期に期待される収益率や推定されるリスク(標準偏差)および各資産間の相関等を考慮のうえで、目標とするリスク水準に対して、最も高いリターンが期待できる資産配分を策定するブラックロック独自のモデルです。



調査・分析



ポートフォリオ構築



資産配分の見直し

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を活用

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を活用して 世界の債券、株式、リートに分散投資

インデックス運用(インデックス・ファンド)とは

インデックス運用とは、投資信託などの運用の手法のひとつで、運用の目標とするベンチマーク(日経平均株価やTOPIXなどの指標)の値動きに連動する運用成果を目指す運用手法のことをいいます。一方、ベンチマーク(指標)の値動きを上回る運用成果を目指す運用手法のことを「アクティブ運用」といいます。インデックス・ファンドに投資をすることで、少ない金額の投資であっても、特定の市場全体(指数を構成する銘柄全て)に投資することと同様の効果が期待されます。

ETF(イー・ティー・エフ)とは

英語のExchange Traded Fundsの頭文字をとったもので、日本語では「上場投資信託証券」のことをいいます。上場投資信託証券(ETF)は特定の市場のインデックス(指数)等の値動きに連動するように設計され運用される投資信託ですが、世界各国の取引所に上場し取引をされていることが、日本国内の店頭等で募集されている投資信託とは異なる点です。上場投資信託証券(ETF)はその市場の取引時間中は価格が動いており、取引時間中に売買できる流動性が高い金融商品です。

ブラックロックの
上場投資信託ブランド
iシェアーズETF

iShares
by BlackRock

■ ブラックロックは「iシェアーズ(iShares)」ブランドのETF(上場投資信託)を世界で提供しています。

- 純資産残高: 3兆5,065億ドル(業界首位)
- 銘柄数: 1,083本(業界首位)
- 国内上場銘柄数: 37本
(2023年12月末現在)

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)活用の効果



高度な
分散投資



容易な
資産配分の変更

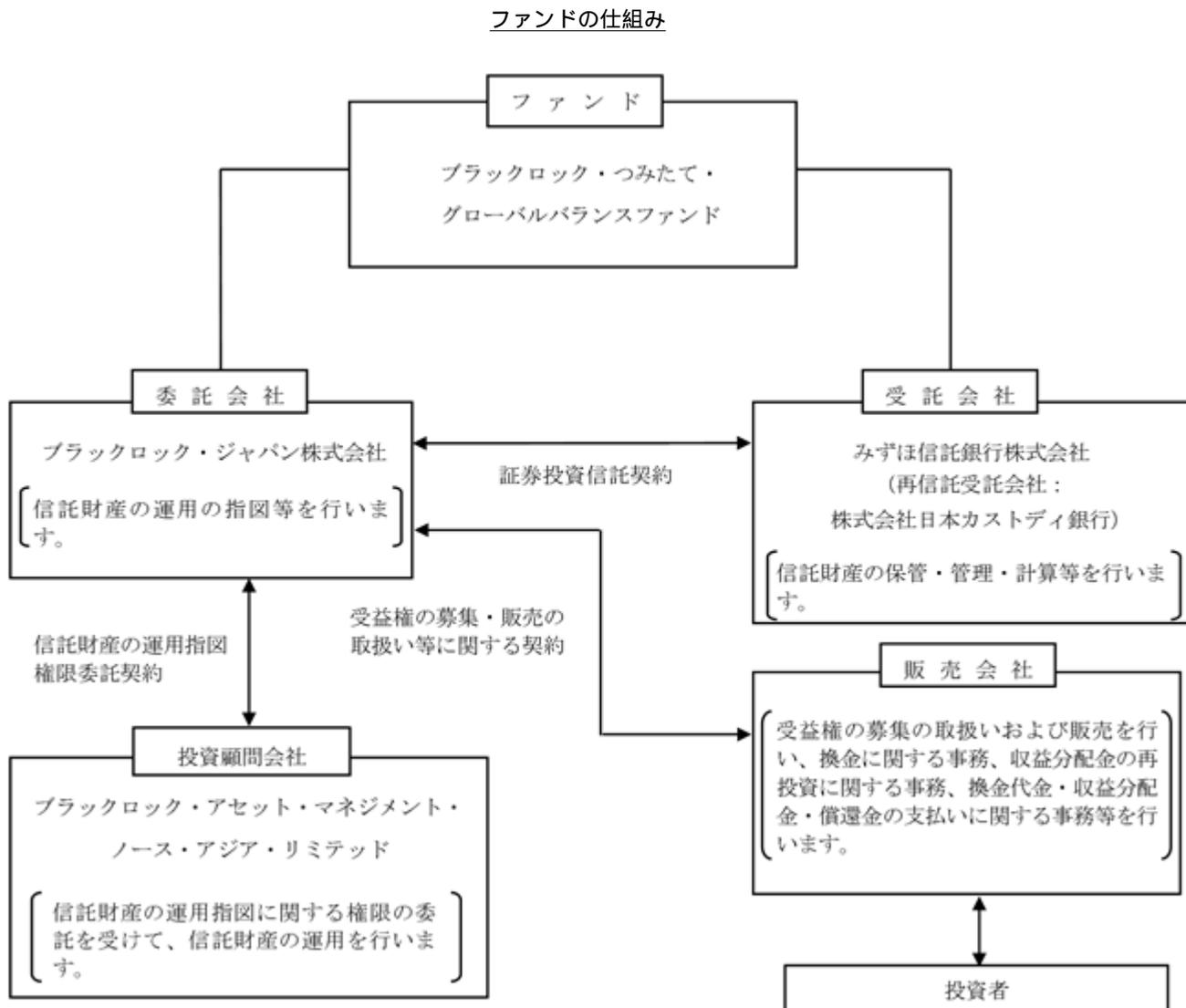
上記はインデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を通じて世界のさまざまな資産に投資を行う場合の一般的な特長を示したものであり、個別のインデックス・ファンドやETFに当てはまらない場合もあります。また投資環境によっては、上記のような投資が行えない場合もあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年1月10日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<委託会社の概況>

2024年1月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

| | |
|----------|---|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c. 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 15,000株 | 100% |

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資対象ファンドへの投資を通じて、別に定める国内外の債券市場、株式市場ならびに海外の不動産投資信託証券（以下「リート」といいます。）市場を代表する指数（以下「対象指数」といいます。）で構成される複合インデックス（以下「複合インデックス」といいます。）に連動する投資成果を目指します。

国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国株式、先進国リートの6つの資産に投資します。

投資信託証券への投資は、別に定める投資対象ファンドの受益証券の中から委託会社の判断により決定します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象ファンドにおいては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。

ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

< 複合インデックスについて >

対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への基本投資割合を掛け合わせた複合インデックスを当ファンドのベンチマークとします。基本投資割合は、投資対象とする各資産の長期の期待収益率およびリスク等に応じて定期的に見直されます。その際、複合インデックスの変動リスクの水準をあらかじめ定めた目標値程度となるように基本投資割合を決定します。なお、当該目標値は、年率12%程度^{*}です。

| 対象指数 |
|---------------------------------------|
| NOMURA-BPI総合 |
| 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) |
| FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース） |
| MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て） |
| MSCIエマージング・マーケット指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て） |
| S & P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース） |

* 上記の数値は目標値であり、必ずしも目標値が達成されることを保証するものではありません。

< 投資対象ファンド >

（親投資信託）

- ・ 国内債券インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国債券インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国株式インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国リート・インデックス・マザーファンド

（上場投資信託証券）

- ・ iシェアーズ・コア TOPIX ETF
- ・ iシェアーズ MSCI コクサイ ETF
- ・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケットETF
- ・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断により適宜、追加、除外または変更等の見直しを行うことがあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形(a. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- c. 金銭債権(a. および b. に掲げるものに該当するものを除きます。)

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券
- b. 地方債証券
- c. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- d. 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- e. コマーシャル・ペーパー
- f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- g. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a. から c. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

a. 国内債券インデックス・マザーファンド

| | |
|-------------|--|
| 形態 | 証券投資信託 / 親投資信託 |
| 投資目的および投資態度 | <p>円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。</p> <p>効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。</p> <p>対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p> |
| 設定日 | 2013年9月12日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 円建ての債券等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。</p> <p>上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 |
| 管理報酬 | ございません。（注） |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。 |
| 決算日 | 年1回（8月2日。休業日の場合は翌営業日。） |
| 収益分配方針 | 分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ございません。 |
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

b. 先進国債券インデックス・マザーファンド

| | |
|-------------|---|
| 形態 | 証券投資信託 / 親投資信託 |
| 投資目的および投資態度 | <p>日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。</p> <p>効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。</p> <p>対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p> |
| 設定日 | 2013年9月12日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 |
| 信託報酬 | ございません。（注） |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。 |
| 決算日 | 年1回（8月2日。休業日の場合は翌営業日。） |
| 収益分配方針 | 分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ございません。 |
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） |

| | |
|--------|--|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |
|--------|--|

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

c. 先進国株式インデックス・マザーファンド

| | |
|-------------|---|
| 形態 | 証券投資信託 / 親投資信託 |
| 投資目的および投資態度 | <p>日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。</p> <p>効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。</p> <p>対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p> |
| 設定日 | 2013年9月3日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 |
| 信託報酬 | ございません。（注） |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。 |
| 決算日 | 年1回（5月2日。休業日の場合は翌営業日。） |
| 収益分配方針 | 分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ございません。 |
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） |

| | |
|--------|--|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |
|--------|--|

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

d．先進国リート・インデックス・マザーファンド

| | |
|-------------|---|
| 形態 | 証券投資信託／親投資信託 |
| 投資目的および投資態度 | <p>日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S & P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。</p> <p>効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。</p> <p>対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p> |
| 設定日 | 2013年9月26日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 2．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 3．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 |
| 信託報酬 | ございません。（注） |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。 |
| 決算日 | 年1回（11月2日。休業日の場合は翌営業日。） |
| 収益分配方針 | 分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ございません。 |
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行） |

| | |
|--------|--|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |
|--------|--|

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

e.iシェアーズ・コア TOPIX ETF

| | |
|-------------|---|
| 形態 | 証券投資信託 / 上場投資信託 主たる上場取引所：東京証券取引所 |
| 投資目的および投資態度 | <p>TOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。</p> <p>次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数構成比率の修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合 対象指数の計算方法が変更された場合 この投資信託における追加信託、交換が行われた場合 その他、委託会社が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合 <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 設定日 | 2015年10月19日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。 |
| 主な投資制限 | <p>株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>外貨建資産への投資は、原則、行いません。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。</p> |
| 信託報酬 | 年0.0495%（税抜0.045%）以内 |
| その他費用 | <p>上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.0495%（税抜0.045%）を上限として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。</p> <p>ファンドの諸経費、売買委託手数料等について、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。</p> <p>また、株式の貸付を行った場合は、その都度、信託財産の収益となる品賃料の2分の1相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。</p> |
| 決算日 | 年2回（2月9日および8月9日） |
| 収益分配方針 | 年2回の毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。 |
| 委託会社 | ブラックロック・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |

f.iシェアーズ MSCI コクサイ ETF

| | |
|-------------|---|
| 形態 | 上場投資信託証券 主たる上場取引所：ニューヨーク証券取引所 Arca |
| 投資目的および投資態度 | 当ファンドは、日本を除く先進国の株式で構成される指数である MSCIコクサイ指数（以下「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。 |
| 設定日 | 2007年12月10日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none">・原則として、特定の証券、業種への集中投資は行いません。・原則として、貸付は行いません。・借入については、換金請求等に応じるための一時的な用途のために行うことができます。それ以外の目的で借入を行う場合は、純資産の1/3を超えて、借入を行うことができません。・原則として、優先証券の発行はしません。・原則として、不動産への投資は行いません。・原則として、有価証券の引受は行いません。 |
| 運用管理報 | 年0.26%（2023年12月末現在） |
| 決算日 | 毎年7月末日 |
| 収益分配方針 | 純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、通常少なくとも年1回決定され支払われます。 |
| 運用会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ |
| 受託会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |

g.iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF

| | |
|-------------|--|
| 形態 | 上場投資信託証券 主たる上場取引所：ロンドン証券取引所 |
| 投資目的および投資態度 | 当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることが目標としています。 |
| 設定日 | 2003年4月7日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、貸付は行いません。 ・原則として、優先証券の発行はしません。 ・有価証券貸付を行う場合を除く、資産を担保、抵当等に入れる取引を行いません。 ・原則として、不動産への投資は行いません。 ・原則として、有価証券の引受は行いません。 ・原則として、信用取引や売り建てポジションの構築はしません。 ・原則として、商品への投資は行いません。 |
| 運用管理報 | 年0.70%（2023年12月末現在） |
| 決算日 | 毎年8月末日 |
| 収益分配方針 | 純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、通常少なくとも年1回決定され支払われます。 |
| 運用会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ |
| 受託会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. |

h.iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

| | |
|-------------|--|
| 形態 | 上場投資信託証券 主たる上場取引所：ロンドン証券取引所 |
| 投資目的および投資態度 | 当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげること为目标としています。 |
| 設定日 | 2005年11月18日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 主な投資対象 | 対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、譲渡可能な有価証券またはマネー・マーケット・ファンド以外の証券に純資産総額の10%以上を投資しません。 ・原則として、1年以内に上場予定の譲渡可能な有価証券に純資産総額の10%以上を投資しません。（米国の144A規制の適用を受ける証券を除く。） ・原則として、資金の借入は一時的に限り、借入額は純資産総額の10%を超えません。 |
| 運用管理報 | 年0.18%（2023年12月末現在） |
| 決算日 | 毎年2月末日 |
| 収益分配方針 | 純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、原則として年4回決定され支払われま す。 |
| 運用会社 | ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド |
| 受託会社 | ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド |

（３）【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

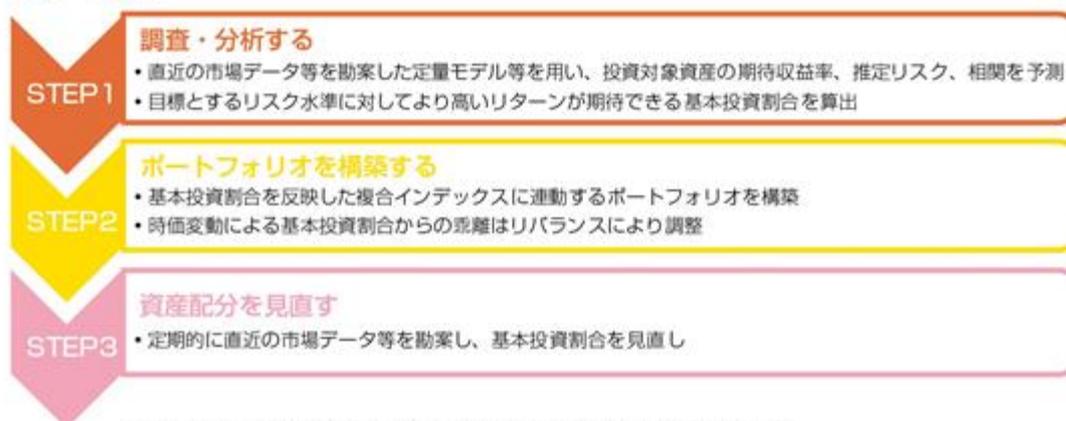
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等にしながら運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部（５名程度）が担当いたします。なお、投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（BlackRock Asset Management North Asia Limited）に委託します。

<運用プロセス>

ブラックロック独自の資産配分決定モデルの1つであるロング・ホライズン・モデルを用いて、市場のデータやモデルによる分析(定量分析)の観点から、定期的に基本投資割合を見直します。

【イメージ図】



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※運用プロセスは変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10兆ドル^{*}（約1,411兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2023年12月末現在。(円換算レートは1ドル=140.980円を使用)

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b．時効

投資者が、a．(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 換金等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

デリバティブ取引等に係る投資制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。

- ・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g．デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

複合インデックスの基本投資割合は定期的に見直されます。したがって、ファンドの各資産への投資割合も変動しうるため、一定の固定された割合で投資する場合と比べ、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への割合が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への割合が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

ファンド運営上のリスク

a．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

b．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c．ファンドの繰上償還

ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

d．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示します。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出されない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には、消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.6378%（税抜0.6000%）以内となります。

（ご参考）

2024年1月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した実質的な運用管理費用は、年0.4549%（税抜0.4127%）程度です。当該料率は運用状況等によって変動します。

a. 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.40073%（税抜0.3643%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間での配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|--------------------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | 年0.15323% （税抜0.1393%） | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等 |
| 販売会社 | 年0.2200% （税抜0.2000%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 年0.0275% （税抜0.0250%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

b. 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資対象ファンドから支払われます。）は、年0.2370%（税抜 0.2357%）以内となります。

なお、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用、上場に係る費用、対象指数の商標の使用料、租税等が別途当該上場投資信託証券から支払われる場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」「投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分」の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

- a. 個人の投資者に対する課税
 - (a) 収益分配金の課税について
支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。
また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2022年8月3日から2023年8月2日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①当ファンドの費用の比率 | ②投資先ファンドの運用管理費用の比率 |
|-----------|--------------|--------------------|
| 0.48% | 0.43% | 0.05% |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)です。

※①の費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2024年1月末現在のものです。

「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 12,488,551,177 | 40.36 |
| 内 日本 | 8,493,977,160 | 27.45 |
| 内 アイルランド | 2,082,885,179 | 6.73 |
| 内 アメリカ | 1,911,688,838 | 6.18 |
| 親投資信託受益証券 | 18,413,405,767 | 59.50 |
| 内 日本 | 18,413,405,767 | 59.50 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 42,735,071 | 0.14 |
| 純資産総額 | 30,944,692,015 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量 (口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|---|--------|-----------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 1 | iシェアーズ・コア TOPIX ETF | 日本 | 投資信託受益証券 | 3,214,980 | 2,383.4513 | 7,662,748,511 | 2,642.0000 | 8,493,977,160 | 27.45 |
| 2 | 先進国株式インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 1,903,656,922 | 3.6266 | 6,903,966,935 | 3.9878 | 7,591,403,073 | 24.53 |
| 3 | 先進国債券インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 2,817,525,755 | 1.4408 | 4,059,530,585 | 1.5172 | 4,274,750,075 | 13.81 |
| 4 | 国内債券インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 3,954,758,603 | 1.0604 | 4,193,700,294 | 1.0511 | 4,156,846,767 | 13.43 |
| 5 | 先進国リート・インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 1,009,078,413 | 2.2472 | 2,267,646,322 | 2.3689 | 2,390,405,852 | 7.72 |
| 6 | iShares MSCI Emerging Markets UCITS ETF | アイルランド | 投資信託受益証券 | 370,803 | 5,943.58 | 2,203,899,245 | 5,617.22 | 2,082,885,179 | 6.73 |
| 7 | iShares MSCI Kokusai ETF | アメリカ | 投資信託受益証券 | 128,299 | 14,015.18 | 1,798,134,129 | 14,900.26 | 1,911,688,838 | 6.18 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 40.36 |
| 親投資信託受益証券 | 59.50 |
| 合計 | 99.86 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|----------------|----------------|-------|---------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期(2018年8月2日) | 677,323,251 | (同左) | 0.9799 | (同左) |
| 第2期(2019年8月2日) | 3,440,275,158 | (同左) | 0.9543 | (同左) |
| 第3期(2020年8月3日) | 7,175,446,926 | (同左) | 0.9465 | (同左) |
| 第4期(2021年8月2日) | 13,094,813,751 | (同左) | 1.1043 | (同左) |
| 第5期(2022年8月2日) | 18,762,109,127 | (同左) | 1.1415 | (同左) |
| 第6期(2023年8月2日) | 26,761,748,921 | (同左) | 1.2908 | (同左) |
| 2023年1月末現在 | 21,242,148,764 | - | 1.1345 | - |
| 2023年2月末現在 | 21,915,610,037 | - | 1.1489 | - |
| 2023年3月末現在 | 22,353,784,253 | - | 1.1513 | - |
| 2023年4月末現在 | 23,150,897,591 | - | 1.1716 | - |
| 2023年5月末現在 | 24,198,616,362 | - | 1.2062 | - |
| 2023年6月末現在 | 26,065,047,923 | - | 1.2815 | - |
| 2023年7月末現在 | 26,660,031,472 | - | 1.2853 | - |
| 2023年8月末現在 | 27,311,661,937 | - | 1.2966 | - |
| 2023年9月末現在 | 27,290,622,366 | - | 1.2768 | - |
| 2023年10月末現在 | 26,916,253,881 | - | 1.2426 | - |
| 2023年11月末現在 | 28,757,445,371 | - | 1.3124 | - |
| 2023年12月末現在 | 29,358,673,879 | - | 1.3276 | - |
| 2024年1月末現在 | 30,944,692,015 | - | 1.3808 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------------------|--------------|
| 第1期 | - |
| 第2期 | - |
| 第3期 | - |
| 第4期 | - |
| 第5期 | - |
| 第6期 | - |
| 2023年8月3日～2024年2月2日 | - |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------------------|--------|
| 第1期 | 2.0 |
| 第2期 | 2.6 |
| 第3期 | 0.8 |
| 第4期 | 16.7 |
| 第5期 | 3.4 |
| 第6期 | 13.1 |
| 2023年8月3日～2024年2月2日 | 6.6 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第1期 | 702,845,643 | 11,604,074 | 691,241,569 |
| 第2期 | 3,046,419,788 | 132,779,720 | 3,604,881,637 |
| 第3期 | 4,306,487,872 | 329,952,824 | 7,581,416,685 |
| 第4期 | 4,957,631,340 | 681,157,684 | 11,857,890,341 |
| 第5期 | 5,316,512,585 | 738,637,270 | 16,435,765,656 |
| 第6期 | 5,403,623,185 | 1,106,832,926 | 20,732,555,915 |
| 2023年8月3日～ 2024年2月2日 | 2,542,628,410 | 872,925,423 | 22,402,258,902 |

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 25,804,230,940 | 81.81 |
| 内 日本 | 25,804,230,940 | 81.81 |
| 地方債証券 | 1,909,068,798 | 6.05 |
| 内 日本 | 1,909,068,798 | 6.05 |
| 特殊債券 | 1,754,454,630 | 5.56 |
| 内 日本 | 1,754,454,630 | 5.56 |
| 社債券 | 2,096,926,430 | 6.65 |
| 内 日本 | 2,096,926,430 | 6.65 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 23,455,782 | 0.07 |
| 純資産総額 | 31,541,225,016 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|--------------|------|------------|----------|------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| 1 | 3 4 1 1 0年国債 | 日本 | 2025/12/20 | 0.300000 | 国債証券 | 340,000,000 | 100.60 | 342,072,000 | 100.47 | 341,598,000 | 1.08 |
| 2 | 1 6 3 5年国債 | 日本 | 2028/9/20 | 0.400000 | 国債証券 | 310,000,000 | 100.68 | 312,126,600 | 100.57 | 311,770,100 | 0.99 |
| 3 | 1 5 0 5年国債 | 日本 | 2026/12/20 | 0.005000 | 国債証券 | 310,000,000 | 99.88 | 309,631,100 | 99.76 | 309,283,900 | 0.98 |
| 4 | 3 6 2 1 0年国債 | 日本 | 2031/3/20 | 0.100000 | 国債証券 | 305,000,000 | 97.41 | 297,128,500 | 97.58 | 297,625,100 | 0.94 |
| 5 | 1 4 9 5年国債 | 日本 | 2026/9/20 | 0.005000 | 国債証券 | 270,000,000 | 99.73 | 269,296,000 | 99.82 | 269,538,300 | 0.85 |
| 6 | 3 2 3 0年国債 | 日本 | 2040/3/20 | 2.300000 | 国債証券 | 233,000,000 | 117.85 | 274,591,200 | 114.86 | 267,633,120 | 0.85 |
| 7 | 3 4 2 1 0年国債 | 日本 | 2026/3/20 | 0.100000 | 国債証券 | 265,000,000 | 100.23 | 265,609,500 | 100.08 | 265,225,250 | 0.84 |
| 8 | 1 2 3 2 0年国債 | 日本 | 2030/12/20 | 2.100000 | 国債証券 | 233,000,000 | 112.18 | 261,379,400 | 111.42 | 259,615,590 | 0.82 |
| 9 | 1 4 4 2 0年国債 | 日本 | 2033/3/20 | 1.500000 | 国債証券 | 240,000,000 | 107.34 | 257,620,500 | 107.51 | 258,024,000 | 0.82 |
| 10 | 2 8 3 0年国債 | 日本 | 2038/3/20 | 2.500000 | 国債証券 | 203,000,000 | 120.83 | 245,298,900 | 118.20 | 239,952,090 | 0.76 |
| 11 | 3 4 7 1 0年国債 | 日本 | 2027/6/20 | 0.100000 | 国債証券 | 235,000,000 | 100.11 | 235,272,600 | 99.89 | 234,762,650 | 0.74 |
| 12 | 3 3 3 0年国債 | 日本 | 2040/9/20 | 2.000000 | 国債証券 | 212,000,000 | 113.29 | 240,183,100 | 110.17 | 233,571,000 | 0.74 |
| 13 | 1 4 6 5年国債 | 日本 | 2025/12/20 | 0.100000 | 国債証券 | 230,000,000 | 100.22 | 230,509,000 | 100.09 | 230,216,200 | 0.73 |
| 14 | 3 5 6 1 0年国債 | 日本 | 2029/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 233,000,000 | 98.75 | 230,104,300 | 98.78 | 230,162,060 | 0.73 |
| 15 | 3 5 3 0年国債 | 日本 | 2041/9/20 | 2.000000 | 国債証券 | 210,000,000 | 110.55 | 232,165,500 | 109.56 | 230,094,900 | 0.73 |
| 16 | 4 5 3 2年国債 | 日本 | 2025/10/1 | 0.005000 | 国債証券 | 230,000,000 | 99.95 | 229,901,500 | 99.95 | 229,885,000 | 0.73 |
| 17 | 3 5 2 1 0年国債 | 日本 | 2028/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 230,000,000 | 98.80 | 227,262,400 | 99.22 | 228,210,600 | 0.72 |
| 18 | 3 5 5 1 0年国債 | 日本 | 2029/6/20 | 0.100000 | 国債証券 | 225,000,000 | 98.53 | 221,710,400 | 98.88 | 222,498,000 | 0.71 |
| 19 | 2 9 3 0年国債 | 日本 | 2038/9/20 | 2.400000 | 国債証券 | 190,000,000 | 117.65 | 223,547,300 | 116.75 | 221,830,700 | 0.70 |
| 20 | 3 4 4 1 0年国債 | 日本 | 2026/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 220,000,000 | 100.18 | 220,407,700 | 100.07 | 220,171,600 | 0.70 |
| 21 | 1 5 6 5年国債 | 日本 | 2027/12/20 | 0.200000 | 国債証券 | 220,000,000 | 100.34 | 220,765,600 | 100.05 | 220,125,400 | 0.70 |
| 22 | 1 4 7 5年国債 | 日本 | 2026/3/20 | 0.005000 | 国債証券 | 220,000,000 | 99.96 | 219,912,000 | 99.88 | 219,742,600 | 0.70 |
| 23 | 3 0 3 0年国債 | 日本 | 2039/3/20 | 2.300000 | 国債証券 | 190,000,000 | 117.07 | 222,439,200 | 115.26 | 219,003,500 | 0.69 |
| 24 | 1 4 7 2 0年国債 | 日本 | 2033/12/20 | 1.600000 | 国債証券 | 200,000,000 | 109.34 | 218,688,000 | 108.31 | 216,636,000 | 0.69 |
| 25 | 3 7 3 0年国債 | 日本 | 2042/9/20 | 1.900000 | 国債証券 | 200,000,000 | 111.09 | 222,190,700 | 107.54 | 215,094,000 | 0.68 |
| 26 | 4 5 3 0年国債 | 日本 | 2044/12/20 | 1.500000 | 国債証券 | 214,000,000 | 103.14 | 220,738,480 | 99.05 | 211,975,560 | 0.67 |
| 27 | 1 5 5 5年国債 | 日本 | 2027/12/20 | 0.300000 | 国債証券 | 210,000,000 | 100.78 | 211,646,000 | 100.44 | 210,930,300 | 0.67 |
| 28 | 1 5 4 5年国債 | 日本 | 2027/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 210,000,000 | 100.04 | 210,084,000 | 99.78 | 209,544,300 | 0.66 |
| 29 | 3 5 4 1 0年国債 | 日本 | 2029/3/20 | 0.100000 | 国債証券 | 210,000,000 | 99.16 | 208,246,500 | 98.96 | 207,824,400 | 0.66 |
| 30 | 3 6 4 1 0年国債 | 日本 | 2031/9/20 | 0.100000 | 国債証券 | 214,000,000 | 96.49 | 206,489,850 | 96.95 | 207,477,280 | 0.66 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 81.81 |
| 地方債証券 | 6.05 |
| 特殊債券 | 5.56 |
| 社債券 | 6.65 |
| 合計 | 100.07 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 49,451,765,076 | 98.59 |
| 内 アメリカ | 23,552,946,545 | 46.96 |
| 内 フランス | 4,022,838,909 | 8.02 |
| 内 中国 | 3,945,997,456 | 7.87 |
| 内 イタリア | 3,624,024,859 | 7.22 |
| 内 ドイツ | 3,130,777,472 | 6.24 |
| 内 イギリス | 2,605,021,171 | 5.19 |
| 内 スペイン | 2,408,397,799 | 4.80 |
| 内 カナダ | 1,001,300,201 | 2.00 |
| 内 ベルギー | 858,474,999 | 1.71 |
| 内 オランダ | 732,812,093 | 1.46 |
| 内 オーストラリア | 687,534,706 | 1.37 |
| 内 オーストリア | 588,787,277 | 1.17 |
| 内 メキシコ | 425,391,092 | 0.85 |
| 内 アイルランド | 284,380,438 | 0.57 |
| 内 ポーランド | 259,522,419 | 0.52 |
| 内 フィンランド | 257,153,887 | 0.51 |
| 内 マレーシア | 248,224,083 | 0.49 |
| 内 シンガポール | 207,567,528 | 0.41 |
| 内 イスラエル | 163,234,126 | 0.33 |
| 内 デンマーク | 136,825,729 | 0.27 |
| 内 ニュージーランド | 120,658,336 | 0.24 |
| 内 スウェーデン | 102,115,902 | 0.20 |
| 内 ノルウェー | 87,778,049 | 0.17 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 708,906,713 | 1.41 |
| 純資産総額 | 50,160,671,789 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---|------|------------|-----------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 1 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2033/08/15 | アメリカ | 2033/8/15 | 3.875000 | 国債証券 | 423,468,500 | 98.72 | 418,052,936 | 98.64 | 417,711,972 | 0.83 |
| 2 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/08/31 | アメリカ | 2028/8/31 | 1.125000 | 国債証券 | 413,140,000 | 86.68 | 358,112,834 | 87.96 | 363,434,093 | 0.72 |
| 3 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2026/09/24 | フランス | 2026/9/24 | 2.500000 | 国債証券 | 342,815,710 | 99.03 | 339,497,975 | 99.84 | 342,282,288 | 0.68 |
| 4 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/03/31 | アメリカ | 2028/3/31 | 3.625000 | 国債証券 | 339,365,000 | 98.80 | 335,302,181 | 98.41 | 333,969,624 | 0.67 |
| 5 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15 | アメリカ | 2032/8/15 | 2.750000 | 国債証券 | 354,120,000 | 90.99 | 322,215,695 | 90.65 | 321,031,912 | 0.64 |
| 6 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2032/02/15 | アメリカ | 2032/2/15 | 1.875000 | 国債証券 | 354,120,000 | 85.79 | 303,829,212 | 85.26 | 301,928,798 | 0.60 |
| 7 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/04/25 | フランス | 2035/4/25 | 4.750000 | 国債証券 | 253,872,390 | 116.31 | 295,286,234 | 117.83 | 299,141,898 | 0.60 |
| 8 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2026/07/15 | アメリカ | 2026/7/15 | 4.500000 | 国債証券 | 295,100,000 | 100.90 | 297,774,840 | 100.62 | 296,932,848 | 0.59 |
| 9 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2026/05/15 | アメリカ | 2026/5/15 | 3.625000 | 国債証券 | 295,100,000 | 98.82 | 291,625,002 | 98.61 | 291,007,792 | 0.58 |
| 10 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31 | アメリカ | 2027/8/31 | 3.125000 | 国債証券 | 295,100,000 | 96.40 | 284,477,800 | 96.82 | 285,728,270 | 0.57 |
| 11 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15 | アメリカ | 2028/8/15 | 2.875000 | 国債証券 | 295,100,000 | 95.62 | 282,184,107 | 95.25 | 281,082,750 | 0.56 |
| 12 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2033/02/15 | アメリカ | 2033/2/15 | 3.500000 | 国債証券 | 290,673,500 | 96.09 | 279,308,254 | 95.87 | 278,671,861 | 0.56 |
| 13 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2030/11/30 | アメリカ | 2030/11/30 | 4.375000 | 国債証券 | 272,967,500 | 102.70 | 280,362,549 | 101.98 | 278,384,197 | 0.55 |

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----|--|------|------------|----------|------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| 14 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2026/04/30 | アメリカ | 2026/4/30 | 0.750000 | 国債証券 | 299,526,500 | 91.11 | 272,915,733 | 92.50 | 277,085,410 | 0.55 |
| 15 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25 | フランス | 2029/4/25 | 5.500000 | 国債証券 | 240,754,850 | 113.67 | 273,689,801 | 114.38 | 275,384,546 | 0.55 |
| 16 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/01/31 | アメリカ | 2030/1/31 | 3.500000 | 国債証券 | 279,607,250 | 96.95 | 271,102,528 | 97.21 | 271,808,828 | 0.54 |
| 17 | CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2025/11/25 | 中国 | 2025/11/25 | 2.280000 | 国債証券 | 265,100,160 | 100.06 | 265,275,099 | 100.23 | 265,731,877 | 0.53 |
| 18 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2026/06/15 | アメリカ | 2026/6/15 | 4.125000 | 国債証券 | 265,590,000 | 99.94 | 265,435,979 | 99.72 | 264,853,400 | 0.53 |
| 19 | US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15 | アメリカ | 2027/11/15 | 6.125000 | 国債証券 | 246,851,150 | 106.92 | 263,957,163 | 107.10 | 264,400,723 | 0.53 |
| 20 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2025/05/31 | アメリカ | 2025/5/31 | 2.875000 | 国債証券 | 270,016,500 | 97.20 | 262,463,036 | 97.76 | 263,993,863 | 0.53 |
| 21 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/03/31 | アメリカ | 2028/3/31 | 1.250000 | 国債証券 | 295,100,000 | 89.91 | 265,336,894 | 89.40 | 263,837,843 | 0.53 |
| 22 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2031/08/15 | アメリカ | 2031/8/15 | 1.250000 | 国債証券 | 306,166,250 | 82.17 | 251,598,674 | 82.14 | 251,498,827 | 0.50 |
| 23 | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2026/04/25 | フランス | 2026/4/25 | 3.500000 | 国債証券 | 246,193,830 | 101.67 | 250,329,568 | 101.91 | 250,903,260 | 0.50 |
| 24 | US TREASURY N/B 6.25% 2030/05/15 | アメリカ | 2030/5/15 | 6.250000 | 国債証券 | 219,111,750 | 112.15 | 245,747,520 | 112.13 | 245,704,723 | 0.49 |
| 25 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2030/11/25 | フランス | 2030/11/25 | - | 国債証券 | 283,946,750 | 83.31 | 236,568,619 | 84.23 | 239,168,915 | 0.48 |
| 26 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25 | フランス | 2031/11/25 | - | 国債証券 | 282,507,020 | 80.93 | 228,647,187 | 81.77 | 231,017,855 | 0.46 |
| 27 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2041/05/15 | アメリカ | 2041/5/15 | 2.250000 | 国債証券 | 308,379,500 | 74.96 | 231,179,764 | 74.34 | 229,272,928 | 0.46 |

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 償還日 | 利率 (%) | 種類 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---|------|------------|-----------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 28 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2053/02/15 | アメリカ | 2053/2/15 | 3.625000 | 国債証券 | 253,048,250 | 90.62 | 229,329,428 | 88.92 | 225,035,014 | 0.45 |
| 29 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/10/15 | アメリカ | 2026/10/15 | 4.625000 | 国債証券 | 221,325,000 | 101.66 | 224,999,712 | 101.09 | 223,754,387 | 0.45 |
| 30 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/08/01 | イタリア | 2034/8/1 | 5.000000 | 国債証券 | 199,962,500 | 108.95 | 217,871,528 | 110.09 | 220,151,113 | 0.44 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.59 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 35,312,173,555 | 99.74 |
| 内 アメリカ | 34,074,201,957 | 96.24 |
| 内 カナダ | 1,237,971,598 | 3.50 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 92,184,768 | 0.26 |
| 純資産総額 | 35,404,358,323 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザー・ファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量 (口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---|------|--------------|-----------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|
| 1 | iShares Core S&P 500 ETF | アメリカ | 投資信託 受益証券 | 366,563 | 63,062.01 | 23,116,200,442 | 72,786.41 | 26,680,806,641 | 75.36 |
| 2 | iShares Core MSCI Europe ETF | アメリカ | 投資信託 受益証券 | 791,906 | 7,882.88 | 6,242,500,332 | 8,099.01 | 6,413,662,136 | 18.12 |
| 3 | iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF | カナダ | 投資信託 受益証券 | 332,294 | 3,554.28 | 1,181,067,465 | 3,725.53 | 1,237,971,598 | 3.50 |
| 4 | iShares MSCI Pacific ex Japan ETF | アメリカ | 投資信託 受益証券 | 158,700 | 6,341.02 | 1,006,320,452 | 6,173.49 | 979,733,180 | 2.77 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.74 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 株式 | 16,158,123 | 0.39 |
| 内 アメリカ | 9,444,238 | 0.23 |
| 内 ニュージーランド | 3,112,751 | 0.08 |
| 内 オランダ | 3,011,444 | 0.07 |
| 内 カナダ | 589,690 | 0.01 |
| 投資証券 | 4,089,259,666 | 98.69 |
| 内 アメリカ | 3,184,046,145 | 76.85 |
| 内 オーストラリア | 280,432,783 | 6.77 |
| 内 イギリス | 198,338,723 | 4.79 |
| 内 シンガポール | 141,696,437 | 3.42 |
| 内 フランス | 74,382,136 | 1.80 |
| 内 カナダ | 63,533,263 | 1.53 |
| 内 ベルギー | 45,931,809 | 1.11 |
| 内 香港 | 43,589,699 | 1.05 |
| 内 スペイン | 16,970,042 | 0.41 |
| 内 ガーンジー | 10,800,650 | 0.26 |
| 内 ニュージーランド | 9,067,613 | 0.22 |
| 内 韓国 | 7,513,340 | 0.18 |
| 内 イスラエル | 5,200,105 | 0.13 |
| 内 オランダ | 4,159,492 | 0.10 |
| 内 アイルランド | 1,622,348 | 0.04 |
| 内 ドイツ | 1,618,091 | 0.04 |
| 内 イタリア | 356,990 | 0.01 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 37,954,366 | 0.92 |
| 純資産総額 | 4,143,372,155 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 投資口数 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------------------------------|---------|------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 1 | PROLOGIS INC | アメリカ | 投資証券 | 19,353 | 14,991.07 | 290,122,371 | 18,669.50 | 361,310,862 | 8.72 |
| 2 | EQUINIX INC | アメリカ | 投資証券 | 1,966 | 109,058.63 | 214,409,269 | 124,175.12 | 244,128,303 | 5.89 |
| 3 | WELLTOWER INC | アメリカ | 投資証券 | 11,593 | 12,618.41 | 146,285,263 | 12,826.52 | 148,697,863 | 3.59 |
| 4 | REALTY INCOME CORP | アメリカ | 投資証券 | 17,418 | 7,100.52 | 123,676,930 | 8,141.80 | 141,814,029 | 3.42 |
| 5 | SIMON PROPERTY GROUP INC | アメリカ | 投資証券 | 6,833 | 16,597.89 | 113,413,447 | 20,544.86 | 140,383,042 | 3.39 |
| 6 | PUBLIC STORAGE INC | アメリカ | 投資証券 | 3,315 | 35,794.15 | 118,657,622 | 42,016.33 | 139,284,160 | 3.36 |
| 7 | DIGITAL REALTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 6,343 | 18,660.64 | 118,364,493 | 21,279.66 | 134,976,889 | 3.26 |
| 8 | VICI PROPERTIES INC | アメリカ | 投資証券 | 21,669 | 4,120.79 | 89,293,550 | 4,461.91 | 96,685,171 | 2.33 |
| 9 | EXTRA SPACE STORAGE INC | アメリカ | 投資証券 | 4,425 | 15,246.34 | 67,465,061 | 21,477.37 | 95,037,397 | 2.29 |
| 10 | GOODMAN GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 36,200 | 2,060.59 | 74,593,403 | 2,456.20 | 88,914,613 | 2.15 |
| 11 | AVALONBAY COMMUNITIES INC | アメリカ | 投資証券 | 2,975 | 24,179.01 | 71,932,580 | 26,328.82 | 78,328,245 | 1.89 |
| 12 | EQUITY RESIDENTIAL | アメリカ | 投資証券 | 7,238 | 7,848.18 | 56,805,159 | 8,749.71 | 63,330,437 | 1.53 |
| 13 | IRON MOUNTAIN INC | アメリカ | 投資証券 | 6,116 | 8,802.83 | 53,838,126 | 10,071.76 | 61,598,902 | 1.49 |
| 14 | INVITATION HOMES INC | アメリカ | 投資証券 | 12,049 | 4,389.61 | 52,890,441 | 4,880.95 | 58,810,614 | 1.42 |
| 15 | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | アメリカ | 投資証券 | 3,276 | 13,707.39 | 44,905,426 | 17,883.05 | 58,584,904 | 1.41 |
| 16 | VENTAS INC | アメリカ | 投資証券 | 8,428 | 6,312.18 | 53,199,128 | 6,934.84 | 58,446,915 | 1.41 |
| 17 | SUN COMMUNITIES INC | アメリカ | 投資証券 | 2,607 | 16,745.44 | 43,655,386 | 18,337.51 | 47,805,898 | 1.15 |
| 18 | MID-AMERICA APARTMENT COMM | アメリカ | 投資証券 | 2,444 | 17,348.92 | 42,400,782 | 19,177.07 | 46,868,767 | 1.13 |
| 19 | ESSEX PROPERTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 1,344 | 30,671.21 | 41,222,117 | 34,596.04 | 46,497,089 | 1.12 |
| 20 | HOST HOTELS & RESORTS INC | アメリカ | 投資証券 | 14,776 | 2,301.77 | 34,011,101 | 2,903.78 | 42,906,312 | 1.04 |
| 21 | SEGRO PLC | イギリス | 投資証券 | 25,713 | 1,328.91 | 34,170,498 | 1,642.13 | 42,224,210 | 1.02 |

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 投資口数 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------------------------------|------|------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 22 | WP CAREY INC | アメリカ | 投資証券 | 4,580 | 7,914.27 | 36,247,372 | 9,199.74 | 42,134,820 | 1.02 |
| 23 | KIMCO REALTY CORP | アメリカ | 投資証券 | 13,929 | 2,669.04 | 37,177,119 | 3,020.34 | 42,070,434 | 1.02 |
| 24 | LINK REIT | 香港 | 投資証券 | 53,700 | 676.48 | 36,327,486 | 743.47 | 39,924,768 | 0.96 |
| 25 | EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES | アメリカ | 投資証券 | 3,904 | 9,736.82 | 38,012,562 | 10,017.16 | 39,107,029 | 0.94 |
| 26 | GAMING AND LEISURE PROPERTIE | アメリカ | 投資証券 | 5,593 | 6,658.14 | 37,239,003 | 6,763.69 | 37,829,329 | 0.91 |
| 27 | REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN | アメリカ | 投資証券 | 4,422 | 6,517.62 | 28,820,950 | 7,849.65 | 34,711,196 | 0.84 |
| 28 | AMERICAN HOMES 4 RENT- A | アメリカ | 投資証券 | 6,662 | 4,857.34 | 32,359,639 | 5,207.03 | 34,689,297 | 0.84 |
| 29 | UDR INC | アメリカ | 投資証券 | 6,338 | 4,634.54 | 29,373,749 | 5,382.62 | 34,115,070 | 0.82 |
| 30 | REGENCY CENTERS CORP | アメリカ | 投資証券 | 3,441 | 8,948.90 | 30,793,190 | 9,322.20 | 32,077,721 | 0.77 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|--------------------|
| 株式 | 0.39 |
| | 業種 |
| | エクイティ不動産投資信託(REIT) |
| | 0.39 |
| 投資証券 | 98.69 |
| 合計 | 99.08 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------|------|----------|--------------------------|-----------|----|-------------|-------------|-----------------|
| 不動産投信指数先物取引 | アメリカ | シカゴ証券取引所 | DJ US REAL ESTATE MAR 24 | 買建 | 3 | 15,048,336 | 15,023,541 | 0.36 |
| | ドイツ | EUREX取引所 | STOXX 600 REAL MAR 24 | 買建 | 7 | 7,431,777 | 7,228,244 | 0.17 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

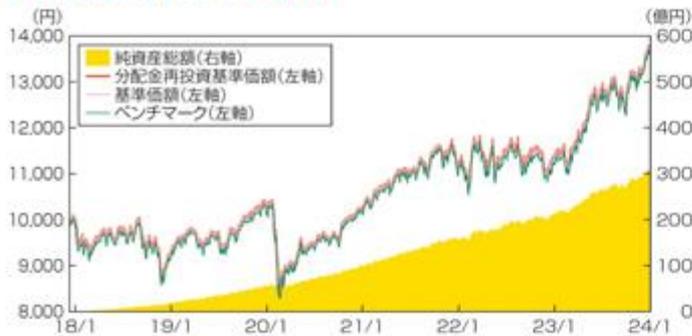
(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績

2024年1月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

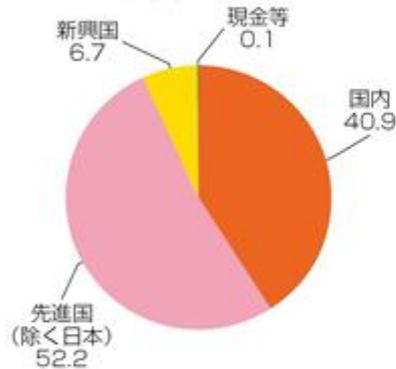
分配の推移

| | 設定来累計 | 0円 |
|-----|---------|----|
| 第2期 | 2019年8月 | 0円 |
| 第3期 | 2020年8月 | 0円 |
| 第4期 | 2021年8月 | 0円 |
| 第5期 | 2022年8月 | 0円 |
| 第6期 | 2023年8月 | 0円 |

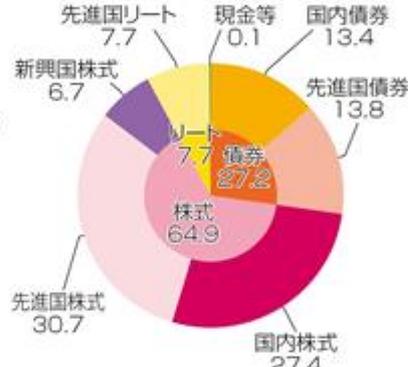
※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

投資地域の割合(%)*



資産構成比率(%)*



組入銘柄(%)*

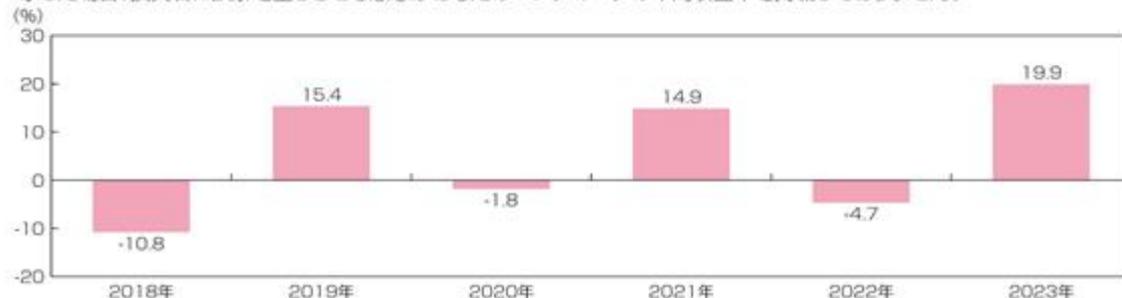
| 投資銘柄 | 比率 |
|--------------------------|------|
| トシェアーズ・コア TOPIX | 27.4 |
| 先進国株式インデックス・マザーファンド | 24.5 |
| 国内債券インデックス・マザーファンド | 13.4 |
| 先進国債券インデックス・マザーファンド | 13.8 |
| 先進国リートインデックス・マザーファンド | 7.7 |
| ISHARES MSCI EM | 6.7 |
| ISHARES MSCI KOKUSAI ETF | 6.2 |

※ 投資対象ファンドの資産区分を基に計算したものです。
 ※ 投資対象ファンドが現金等を保有している場合は、投資対象ファンドの資産区分に含まれます。

*比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2018年は設定日(1月10日)から年末までの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドは複合インデックスをベンチマークとしていますが、定期的に基本投資割合を見直すため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークの年間収益率を掲載しておりません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。

ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入の申込は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「積立バランス」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託の受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d . c . の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたときはその命令にしたがい、ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、「信託約款の変更 b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- c . b . の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f . b . ~ e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa . ~ f . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知っている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

- a . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b . 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<累積投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(2022年8月3日から2023年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年8月3日から2024年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 (2022年8月2日現在) | 第6期 (2023年8月2日現在) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 10,669,499 | 25,600,235 |
| 金銭信託 | 101,875,597 | 108,139,257 |
| 投資信託受益証券 | 6,030,081,331 | 10,887,124,563 |
| 親投資信託受益証券 | 12,663,329,411 | 15,806,906,447 |
| 流動資産合計 | 18,805,955,838 | 26,827,770,502 |
| 資産合計 | 18,805,955,838 | 26,827,770,502 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 8,440,068 | 17,736,053 |
| 未払受託者報酬 | 2,360,549 | 3,226,814 |
| 未払委託者報酬 | 32,037,909 | 43,794,845 |
| その他未払費用 | 1,008,185 | 1,263,869 |
| 流動負債合計 | 43,846,711 | 66,021,581 |
| 負債合計 | 43,846,711 | 66,021,581 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 16,435,765,656 | 20,732,555,915 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2,326,343,471 | 6,029,193,006 |
| (分配準備積立金) | 1,768,042,654 | 4,635,338,310 |
| 元本等合計 | 18,762,109,127 | 26,761,748,921 |
| 純資産合計 | 18,762,109,127 | 26,761,748,921 |
| 負債純資産合計 | 18,805,955,838 | 26,827,770,502 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第5期 (自 2021年8月3日 至 2022年8月2日) | 第6期 (自 2022年8月3日 至 2023年8月2日) |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 122,022,114 | 155,328,619 |
| 受取利息 | - | 2,608 |
| 有価証券売買等損益 | 69,505,173 | 2,670,422,529 |
| 為替差損益 | 510,839,229 | 267,987,615 |
| その他収益 | - | 93,382 |
| 営業収益合計 | 563,356,170 | 3,093,834,753 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 4,402,962 | 6,005,649 |
| 委託者報酬 | 59,758,178 | 81,509,792 |
| その他費用 | 3,550,361 | 2,526,558 |
| 営業費用合計 | 67,711,501 | 90,041,999 |
| 営業利益又は営業損失() | 495,644,669 | 3,003,792,754 |
| 経常利益又は経常損失() | 495,644,669 | 3,003,792,754 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 495,644,669 | 3,003,792,754 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 16,893,063 | 35,581,262 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 1,236,923,410 | 2,326,343,471 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 690,949,119 | 892,900,999 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 690,949,119 | 892,900,999 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 80,280,664 | 158,262,956 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 80,280,664 | 158,262,956 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2,326,343,471 | 6,029,193,006 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第5期 (2022年8月2日現在) | 第6期 (2023年8月2日現在) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 16,435,765,656口 | 20,732,555,915口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.1415円 | 1.2908円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第5期 (自 2021年8月3日 至 2022年8月2日) | 第6期 (自 2022年8月3日 至 2023年8月2日) |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(250,090,513円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(228,661,093円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,099,027,433円)、分配準備積立金(1,289,291,048円)により、分配対象収益は2,867,070,087円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(385,731,846円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,582,479,646円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,976,077,664円)、分配準備積立金(1,667,126,818円)により、分配対象収益は6,611,415,974円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券及び投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カンントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。

為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期 (2022年8月2日現在) | 第6期 (2023年8月2日現在) |
|---|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第5期 (2022年8月2日現在) | 第6期 (2023年8月2日現在) |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 期首元本額 | 11,857,890,341円 | 16,435,765,656円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,316,512,585円 | 5,403,623,185円 |
| 期中一部解約元本額 | 738,637,270円 | 1,106,832,926円 |

2 有価証券関係

第5期(2022年8月2日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 投資信託受益証券 | 260,894,853 |
| 親投資信託受益証券 | 348,070,018 |
| 合計 | 87,175,165 |

第6期(2023年8月2日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 投資信託受益証券 | 1,384,234,945 |
| 親投資信託受益証券 | 1,401,791,114 |
| 合計 | 2,786,026,059 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | iシェアーズ・コア TOPIX ETF | 3,054,836 | 7,273,564,516 | |
| | 日本円 小計 | | 3,054,836 | 7,273,564,516 | |
| | アメリカドル | iShares MSCI Emerging Markets UCITS ETF | 320,986.000 | 13,042,463.640 | |
| | | iShares MSCI Kokusai ETF | 128,299.000 | 12,186,608.810 | |
| アメリカドル 小計 | | 449,285.000 | 25,229,072.450 (3,613,560,047) | | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 10,887,124,563 (3,613,560,047) | |
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 国内債券インデックス・マザーファンド | 3,407,620,770 | 3,617,189,447 | |
| | | 先進国株式インデックス・マザーファンド | 1,781,013,200 | 6,447,980,189 | |
| | | 先進国債券インデックス・マザーファンド | 2,518,372,061 | 3,621,670,860 | |
| | | 先進国リート・インデックス・マザーファンド | 939,578,954 | 2,120,065,951 | |
| 日本円 小計 | | 8,646,584,985 | 15,806,906,447 | | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 15,806,906,447 | |
| 合計 | | | | 26,694,031,010 (3,613,560,047) | |

(注1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資信託受益証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|--------------|--------------------|----------------|
| アメリカドル | 投資信託受益証券 2銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2023年8月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2023年8月2日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 339,837,548 |
| 国債証券 | 38,965,044,540 |
| 地方債証券 | 2,217,772,665 |
| 特殊債券 | 2,188,491,506 |
| 社債券 | 2,194,364,600 |
| 未収利息 | 90,153,947 |
| 前払費用 | 7,477,675 |
| 流動資産合計 | 46,003,142,481 |
| 資産合計 | 46,003,142,481 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 300,825,250 |
| 流動負債合計 | 300,825,250 |
| 負債合計 | 300,825,250 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 43,056,027,654 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 2,646,289,577 |
| 元本等合計 | 45,702,317,231 |
| 純資産合計 | 45,702,317,231 |
| 負債純資産合計 | 46,003,142,481 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年8月2日現在) |
|------------------|-----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 43,056,027,654口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0615円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2023年 8 月 2 日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

| (2023年 8 月 2 日現在) | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 37,861,785,573円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 21,892,115,385円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 16,697,873,304円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 43,056,027,654円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド | 666,370,571円 |
| 国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定） | 6,829,484,512円 |
| 国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家限定） | 1,062,219円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 2,398,505,997円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 3,478,839,451円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 474,135,409円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 1,168,721,521円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 3,953,938,708円 |
| GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定） | 950,697,925円 |
| GTAAセレクト・ベガ 2019 - 03（適格機関投資家限定） | 815,432,937円 |
| GTAAセレクト・ベガ 2020 - 06（適格機関投資家限定） | 1,072,313,301円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 3,407,620,770円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 4,248,473,217円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 2,183,553,395円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 479,220,796円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定） | 7,712,256,959円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 1,903,117,315円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定） | 1,028,581,093円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 93,744,741円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 189,956,817円 |
| 合計 | 43,056,027,654円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2023年8月2日現在) |
|-------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 1,020,942,530 |
| 地方債証券 | 25,441,463 |
| 特殊債券 | 32,920,550 |
| 社債券 | 17,608,680 |
| 合計 | 1,096,913,223 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|--------------|--------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 1 4 0年国債 | 17,000,000 | 20,507,440 | |
| | 1 0 4 0年国債 | 158,000,000 | 131,234,800 | |
| | 1 0 6 2 0年国債 | 45,000,000 | 49,583,700 | |
| | 1 1 4 0年国債 | 112,000,000 | 89,346,880 | |
| | 1 1 1 2 0年国債 | 85,000,000 | 94,576,100 | |
| | 1 1 3 2 0年国債 | 10,000,000 | 11,100,400 | |
| | 1 1 4 2 0年国債 | 191,000,000 | 212,590,640 | |
| | 1 1 5 2 0年国債 | 100,000,000 | 111,930,000 | |
| | 1 1 6 2 0年国債 | 3,000,000 | 3,367,110 | |
| | 1 1 7 2 0年国債 | 100,000,000 | 111,587,000 | |
| | 1 1 8 2 0年国債 | 103,000,000 | 114,492,740 | |
| | 1 1 9 2 0年国債 | 180,000,000 | 197,598,600 | |
| | 1 2 3 0年国債 | 100,000,000 | 114,271,000 | |
| | 1 2 4 0年国債 | 62,000,000 | 44,026,200 | |
| | 1 2 3 2 0年国債 | 333,000,000 | 373,582,710 | |
| | 1 2 5 2 0年国債 | 80,000,000 | 90,524,000 | |
| | 1 2 6 2 0年国債 | 90,000,000 | 100,471,500 | |
| | 1 2 7 2 0年国債 | 120,000,000 | 133,076,400 | |
| | 1 2 8 2 0年国債 | 100,000,000 | 111,076,000 | |
| | 1 2 9 2 0年国債 | 100,000,000 | 110,314,000 | |
| | 1 3 4 0年国債 | 88,000,000 | 61,859,600 | |
| | 1 3 0 2 0年国債 | 164,000,000 | 181,224,920 | |
| | 1 3 1 2 0年国債 | 155,000,000 | 170,064,450 | |
| | 1 3 2 2 0年国債 | 40,000,000 | 43,931,600 | |
| | 1 3 3 2 0年国債 | 160,000,000 | 177,014,400 | |
| | 1 3 4 2 0年国債 | 226,000,000 | 250,401,220 | |
| | 1 3 5 2 0年国債 | 150,000,000 | 164,955,000 | |
| | 1 3 7 2 0年国債 | 130,000,000 | 143,080,600 | |
| | 1 3 8 2 0年国債 | 135,000,000 | 146,227,950 | |
| | 1 3 9 2 0年国債 | 360,000,000 | 393,163,200 | |
| | 1 4 3 0年国債 | 100,000,000 | 117,513,000 | |
| | 1 4 4 0年国債 | 155,000,000 | 116,228,300 | |
| | 1 4 0 2 0年国債 | 365,000,000 | 402,018,300 | |
| | 1 4 1 2 0年国債 | 187,000,000 | 206,274,090 | |
| | 1 4 2 2 0年国債 | 234,000,000 | 260,208,000 | |
| | 1 4 2 5年国債 | 15,000,000 | 15,032,100 | |
| | 1 4 3 2 0年国債 | 160,000,000 | 175,040,000 | |
| | 1 4 3 5年国債 | 300,000,000 | 300,609,000 | |
| | 1 4 4 2 0年国債 | 190,000,000 | 206,125,300 | |
| | 1 4 4 5年国債 | 420,000,000 | 420,907,200 | |
| 1 4 5 2 0年国債 | 130,000,000 | 143,470,600 | | |
| 1 4 5 5年国債 | 433,000,000 | 433,965,590 | | |
| 1 4 6 2 0年国債 | 150,000,000 | 165,520,500 | | |
| 1 4 6 5年国債 | 330,000,000 | 330,785,400 | | |
| 1 4 7 2 0年国債 | 200,000,000 | 218,688,000 | | |
| 1 4 7 5年国債 | 220,000,000 | 219,969,200 | | |

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----|-----------|-------------|-------------|----|
| | 148 20年国債 | 150,000,000 | 162,432,000 | |
| | 148 5年国債 | 300,000,000 | 299,868,000 | |
| | 149 20年国債 | 155,000,000 | 167,789,050 | |
| | 149 5年国債 | 490,000,000 | 489,612,900 | |
| | 15 30年国債 | 80,000,000 | 94,941,600 | |
| | 15 40年国債 | 305,000,000 | 251,408,450 | |
| | 150 20年国債 | 111,000,000 | 118,900,980 | |
| | 150 5年国債 | 310,000,000 | 309,631,100 | |
| | 151 20年国債 | 295,000,000 | 309,404,850 | |
| | 151 5年国債 | 230,000,000 | 229,540,000 | |
| | 152 20年国債 | 272,000,000 | 284,936,320 | |
| | 152 5年国債 | 300,000,000 | 300,432,000 | |
| | 153 20年国債 | 170,000,000 | 179,805,600 | |
| | 153 5年国債 | 230,000,000 | 229,420,400 | |
| | 154 20年国債 | 110,000,000 | 114,991,800 | |
| | 154 5年国債 | 310,000,000 | 310,127,100 | |
| | 155 20年国債 | 149,000,000 | 152,099,200 | |
| | 155 5年国債 | 420,000,000 | 423,292,800 | |
| | 156 20年国債 | 276,000,000 | 261,537,600 | |
| | 156 5年国債 | 220,000,000 | 220,765,600 | |
| | 157 20年国債 | 165,000,000 | 151,844,550 | |
| | 157 5年国債 | 50,000,000 | 50,114,500 | |
| | 158 20年国債 | 175,000,000 | 166,876,500 | |
| | 158 5年国債 | 210,000,000 | 209,468,700 | |
| | 159 20年国債 | 62,000,000 | 59,707,240 | |
| | 159 5年国債 | 240,000,000 | 239,011,200 | |
| | 16 40年国債 | 190,000,000 | 170,791,000 | |
| | 160 20年国債 | 120,000,000 | 116,802,000 | |
| | 161 20年国債 | 100,000,000 | 95,766,000 | |
| | 162 20年国債 | 60,000,000 | 57,312,000 | |
| | 163 20年国債 | 100,000,000 | 95,270,000 | |
| | 164 20年国債 | 165,000,000 | 154,471,350 | |
| | 165 20年国債 | 90,000,000 | 84,007,800 | |
| | 166 20年国債 | 92,000,000 | 88,140,600 | |
| | 167 20年国債 | 85,000,000 | 78,756,750 | |
| | 168 20年国債 | 130,000,000 | 118,179,100 | |
| | 169 20年国債 | 108,000,000 | 96,255,000 | |
| | 171 20年国債 | 70,000,000 | 61,840,800 | |
| | 172 20年国債 | 120,000,000 | 107,361,600 | |
| | 173 20年国債 | 83,000,000 | 73,938,890 | |
| | 174 20年国債 | 79,000,000 | 70,068,260 | |
| | 175 20年国債 | 148,000,000 | 133,100,840 | |
| | 176 20年国債 | 110,000,000 | 98,509,400 | |
| | 178 20年国債 | 40,000,000 | 35,565,200 | |
| | 179 20年国債 | 109,000,000 | 96,636,130 | |
| | 18 30年国債 | 50,000,000 | 58,476,000 | |
| | 180 20年国債 | 90,000,000 | 84,006,900 | |
| | 181 20年国債 | 165,000,000 | 156,297,900 | |
| | 182 20年国債 | 29,000,000 | 28,372,150 | |
| | 183 20年国債 | 165,000,000 | 169,521,000 | |
| | 184 20年国債 | 30,000,000 | 29,198,700 | |
| | 19 30年国債 | 150,000,000 | 175,647,000 | |
| | 2 40年国債 | 100,000,000 | 116,184,000 | |
| | 20 30年国債 | 110,000,000 | 131,478,600 | |

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|-------------|----|
| | 2 1 3 0年国債 | 71,000,000 | 83,325,600 | |
| | 2 2 3 0年国債 | 150,000,000 | 179,760,000 | |
| | 2 4 3 0年国債 | 197,000,000 | 236,654,130 | |
| | 2 5 3 0年国債 | 80,000,000 | 94,162,400 | |
| | 2 6 3 0年国債 | 150,000,000 | 178,612,500 | |
| | 2 7 3 0年国債 | 190,000,000 | 229,117,200 | |
| | 2 8 3 0年国債 | 313,000,000 | 378,219,810 | |
| | 2 9 3 0年国債 | 250,000,000 | 298,945,000 | |
| | 3 4 0年国債 | 50,000,000 | 58,096,500 | |
| | 3 0 3 0年国債 | 180,000,000 | 212,920,200 | |
| | 3 1 3 0年国債 | 247,000,000 | 288,572,570 | |
| | 3 2 3 0年国債 | 293,000,000 | 346,560,400 | |
| | 3 3 3 0年国債 | 282,000,000 | 320,199,720 | |
| | 3 3 6 1 0年国債 | 235,000,000 | 236,800,100 | |
| | 3 3 7 1 0年国債 | 200,000,000 | 200,980,000 | |
| | 3 3 8 1 0年国債 | 386,000,000 | 388,667,260 | |
| | 3 3 9 1 0年国債 | 350,000,000 | 352,730,000 | |
| | 3 4 3 0年国債 | 355,000,000 | 413,876,750 | |
| | 3 4 0 1 0年国債 | 300,000,000 | 302,589,000 | |
| | 3 4 1 1 0年国債 | 460,000,000 | 463,284,400 | |
| | 3 4 2 1 0年国債 | 495,000,000 | 496,168,200 | |
| | 3 4 3 1 0年国債 | 400,000,000 | 400,920,000 | |
| | 3 4 4 1 0年国債 | 290,000,000 | 290,632,200 | |
| | 3 4 5 1 0年国債 | 465,000,000 | 465,939,300 | |
| | 3 4 6 1 0年国債 | 188,000,000 | 188,270,720 | |
| | 3 4 7 1 0年国債 | 235,000,000 | 235,272,600 | |
| | 3 4 8 1 0年国債 | 380,000,000 | 380,155,800 | |
| | 3 4 9 1 0年国債 | 258,000,000 | 257,772,960 | |
| | 3 5 3 0年国債 | 280,000,000 | 317,371,600 | |
| | 3 5 0 1 0年国債 | 345,000,000 | 344,206,500 | |
| | 3 5 1 1 0年国債 | 503,000,000 | 501,053,390 | |
| | 3 5 2 1 0年国債 | 240,000,000 | 238,718,400 | |
| | 3 5 3 1 0年国債 | 320,000,000 | 317,872,000 | |
| | 3 5 4 1 0年国債 | 460,000,000 | 456,168,200 | |
| | 3 5 5 1 0年国債 | 515,000,000 | 509,932,400 | |
| | 3 5 6 1 0年国債 | 403,000,000 | 398,385,650 | |
| | 3 5 7 1 0年国債 | 219,000,000 | 216,122,340 | |
| | 3 5 8 1 0年国債 | 362,000,000 | 356,483,120 | |
| | 3 5 9 1 0年国債 | 352,000,000 | 345,854,080 | |
| | 3 6 3 0年国債 | 285,000,000 | 322,905,000 | |
| | 3 6 0 1 0年国債 | 476,000,000 | 466,256,280 | |
| | 3 6 1 1 0年国債 | 260,000,000 | 253,952,400 | |
| | 3 6 2 1 0年国債 | 455,000,000 | 443,251,900 | |
| | 3 6 3 1 0年国債 | 510,000,000 | 495,658,800 | |
| | 3 6 4 1 0年国債 | 249,000,000 | 241,405,500 | |
| | 3 6 5 1 0年国債 | 248,000,000 | 239,825,920 | |
| | 3 6 7 1 0年国債 | 150,000,000 | 145,615,500 | |
| | 3 6 8 1 0年国債 | 100,000,000 | 96,830,000 | |
| | 3 7 3 0年国債 | 320,000,000 | 356,515,200 | |
| | 3 7 0 1 0年国債 | 632,000,000 | 626,242,480 | |
| | 3 7 1 1 0年国債 | 150,000,000 | 146,859,000 | |
| | 3 8 3 0年国債 | 185,000,000 | 202,471,400 | |
| | 3 9 3 0年国債 | 221,000,000 | 245,632,660 | |
| | 4 4 0年国債 | 61,000,000 | 70,792,330 | |

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----|------------|-------------|-------------|----|
| | 4 0 3 0年国債 | 118,000,000 | 128,956,300 | |
| | 4 1 3 0年国債 | 91,000,000 | 97,809,530 | |
| | 4 2 3 0年国債 | 101,000,000 | 108,452,790 | |
| | 4 3 3 0年国債 | 55,000,000 | 59,000,150 | |
| | 4 4 3 0年国債 | 125,000,000 | 134,066,250 | |
| | 4 4 3 2年国債 | 145,000,000 | 145,124,700 | |
| | 4 4 4 2年国債 | 290,000,000 | 290,223,300 | |
| | 4 4 5 2年国債 | 270,000,000 | 270,180,900 | |
| | 4 4 6 2年国債 | 160,000,000 | 160,088,000 | |
| | 4 4 7 2年国債 | 185,000,000 | 185,075,850 | |
| | 4 4 8 2年国債 | 180,000,000 | 180,046,800 | |
| | 4 4 9 2年国債 | 120,000,000 | 120,010,800 | |
| | 4 5 3 0年国債 | 114,000,000 | 117,912,480 | |
| | 4 5 0 2年国債 | 200,000,000 | 200,000,000 | |
| | 4 6 3 0年国債 | 190,000,000 | 196,249,100 | |
| | 4 7 3 0年国債 | 257,000,000 | 270,132,700 | |
| | 4 8 3 0年国債 | 95,000,000 | 96,218,850 | |
| | 4 9 3 0年国債 | 154,000,000 | 155,724,800 | |
| | 5 4 0年国債 | 48,000,000 | 53,556,960 | |
| | 5 0 3 0年国債 | 49,000,000 | 43,797,180 | |
| | 5 1 3 0年国債 | 84,000,000 | 66,659,040 | |
| | 5 2 3 0年国債 | 41,000,000 | 34,017,290 | |
| | 5 3 3 0年国債 | 81,000,000 | 68,618,340 | |
| | 5 4 3 0年国債 | 149,000,000 | 131,723,450 | |
| | 5 5 3 0年国債 | 102,000,000 | 89,920,140 | |
| | 5 6 3 0年国債 | 93,000,000 | 81,754,440 | |
| | 5 7 3 0年国債 | 105,000,000 | 92,043,000 | |
| | 5 8 3 0年国債 | 130,000,000 | 113,634,300 | |
| | 5 9 3 0年国債 | 145,000,000 | 123,424,000 | |
| | 6 3 0年国債 | 80,000,000 | 92,368,800 | |
| | 6 4 0年国債 | 5,000,000 | 5,477,600 | |
| | 6 0 3 0年国債 | 116,000,000 | 103,202,880 | |
| | 6 1 3 0年国債 | 120,000,000 | 101,420,400 | |
| | 6 2 3 0年国債 | 162,000,000 | 129,493,080 | |
| | 6 3 3 0年国債 | 139,000,000 | 107,684,690 | |
| | 6 4 3 0年国債 | 73,000,000 | 56,338,480 | |
| | 6 5 3 0年国債 | 77,000,000 | 59,254,580 | |
| | 6 6 3 0年国債 | 67,000,000 | 51,316,640 | |
| | 6 7 3 0年国債 | 100,000,000 | 80,598,000 | |
| | 6 8 3 0年国債 | 93,000,000 | 74,768,280 | |
| | 6 9 3 0年国債 | 125,000,000 | 102,991,250 | |
| | 7 4 0年国債 | 60,000,000 | 62,715,600 | |
| | 7 0 3 0年国債 | 122,000,000 | 100,291,320 | |
| | 7 1 3 0年国債 | 76,000,000 | 62,272,120 | |
| | 7 2 3 0年国債 | 103,000,000 | 84,279,750 | |
| | 7 3 3 0年国債 | 58,000,000 | 47,349,460 | |
| | 7 4 3 0年国債 | 55,000,000 | 48,616,150 | |
| | 7 5 3 0年国債 | 82,000,000 | 78,065,640 | |
| | 7 6 3 0年国債 | 189,000,000 | 184,420,530 | |
| | 7 7 3 0年国債 | 230,000,000 | 235,409,600 | |
| | 7 8 3 0年国債 | 311,000,000 | 303,374,280 | |
| | 7 9 3 0年国債 | 100,000,000 | 92,757,000 | |
| | 8 4 0年国債 | 101,000,000 | 97,784,160 | |
| | 8 8 2 0年国債 | 4,000,000 | 4,262,440 | |

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-------|---------------------|----------------|----------------|----|
| | 9 4 0 年国債 | 152,000,000 | 107,813,600 | |
| | 9 1 2 0 年国債 | 15,000,000 | 16,065,150 | |
| | 9 7 2 0 年国債 | 10,000,000 | 10,868,500 | |
| | 9 9 2 0 年国債 | 50,000,000 | 54,326,000 | |
| 国債証券 | 合計 | 38,462,000,000 | 38,965,044,540 | |
| 地方債証券 | 1 1 東京都 2 0 年 | 100,000,000 | 107,367,700 | |
| | 1 3 2 共同発行地方 | 100,000,000 | 100,421,500 | |
| | 1 3 5 共同発行地方 | 100,000,000 | 100,572,400 | |
| | 1 4 9 共同発行地方 | 100,000,000 | 100,808,900 | |
| | 1 6 東京都 2 0 年 | 100,000,000 | 108,765,600 | |
| | 1 8 1 共同発行地方 | 100,000,000 | 99,524,000 | |
| | 2 名古屋市 2 0 年 | 50,000,000 | 51,124,100 | |
| | 2 - 1 北九州市 5 年 | 30,000,000 | 29,940,150 | |
| | 2 - 3 北海道公債 | 44,000,000 | 42,809,536 | |
| | 2 2 5 神奈川県公債 | 70,000,000 | 70,174,020 | |
| | 2 3 5 共同発行地方 | 100,000,000 | 97,476,200 | |
| | 2 5 - 1 岐阜県公債 | 100,000,000 | 100,127,900 | |
| | 2 5 - 2 福井県公債 | 20,000,000 | 20,031,700 | |
| | 2 5 - 9 札幌市公債 | 20,000,000 | 20,052,080 | |
| | 2 6 - 1 福岡県 1 5 年 | 100,000,000 | 102,899,900 | |
| | 2 6 - 1 1 愛知県 1 5 年 | 100,000,000 | 103,184,500 | |
| | 2 6 - 8 埼玉県公債 | 100,000,000 | 100,375,100 | |
| | 2 7 - 5 福岡市公債 | 100,000,000 | 100,803,700 | |
| | 2 8 - 1 熊本市公債 | 100,000,000 | 99,708,600 | |
| | 2 8 - 7 京都府公債 | 100,000,000 | 99,791,700 | |
| | 3 - 1 京都市 5 年 | 36,800,000 | 36,642,569 | |
| | 3 0 - 5 横浜市公債 | 100,000,000 | 99,568,600 | |
| | 3 0 - 5 千葉県公債 | 100,000,000 | 99,174,300 | |
| | 4 - 1 広島市 5 年 | 30,000,000 | 29,838,210 | |
| | 4 - 4 長野県公債 | 100,000,000 | 97,382,500 | |
| | 5 - 4 静岡県 5 年 | 100,000,000 | 99,954,300 | |
| | 9 1 川崎市公債 | 100,000,000 | 99,252,900 | |
| 地方債証券 | 合計 | 2,200,800,000 | 2,217,772,665 | |
| 特殊債券 | 1 0 公営企業 2 0 年 | 100,000,000 | 102,453,400 | |
| | 1 0 5 政保地方公共 | 100,000,000 | 99,914,500 | |
| | 1 1 2 鉄道建設・運 | 100,000,000 | 99,914,300 | |
| | 1 3 公営企業 2 0 年 | 150,000,000 | 155,737,650 | |
| | 1 3 5 住宅機構 R M B S | 76,648,000 | 73,260,158 | |
| | 1 6 3 住宅機構 R M B S | 88,784,000 | 83,732,190 | |
| | 1 6 8 住宅機構 R M B S | 89,981,000 | 85,122,026 | |
| | 1 7 0 住宅機構 R M B S | 91,215,000 | 86,033,988 | |
| | 1 8 2 住宅機構 R M B S | 95,907,000 | 91,380,189 | |
| | 1 8 7 住宅支援機構 | 100,000,000 | 99,843,100 | |
| | 1 9 0 住宅機構 R M B S | 98,684,000 | 99,512,945 | |
| | 2 2 5 政保道路機構 | 100,000,000 | 100,601,300 | |
| | 2 2 9 政保道路機構 | 20,000,000 | 20,131,360 | |
| | 2 6 住宅支援機構 | 100,000,000 | 100,796,500 | |
| | 2 7 6 政保道路機構 | 100,000,000 | 99,794,500 | |
| | 2 8 地方公共団 5 年 | 100,000,000 | 99,732,000 | |
| | 3 5 4 信金中金 | 100,000,000 | 100,044,200 | |
| | 3 8 道路債券 | 100,000,000 | 102,492,400 | |
| | 4 2 道路債券 | 50,000,000 | 51,713,750 | |
| | 5 1 政保地方公共団 | 100,000,000 | 100,027,600 | |
| | 7 6 政保政策投資 C | 100,000,000 | 99,058,700 | |

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|------|--------------|----------------|----------------|----|
| | 87 日本政策金融 | 100,000,000 | 99,983,500 | |
| | 9 農林漁業 | 100,000,000 | 107,202,400 | |
| | 96 地方公共団体 | 30,000,000 | 30,008,850 | |
| 特殊債券 | 合計 | 2,191,219,000 | 2,188,491,506 | |
| 社債券 | 1 日本酸素HD | 100,000,000 | 99,180,800 | |
| | 13 西日本旅客鉄 | 100,000,000 | 107,105,700 | |
| | 14 クボタ | 100,000,000 | 99,739,500 | |
| | 140 三菱地所 | 100,000,000 | 97,527,100 | |
| | 15 セブンアンドアイ | 100,000,000 | 99,090,300 | |
| | 16 成田国際空港 | 100,000,000 | 100,586,200 | |
| | 17 NTTファイナンス | 100,000,000 | 99,358,900 | |
| | 17 アサヒグループHD | 100,000,000 | 99,739,300 | |
| | 17 オリエンタルランド | 100,000,000 | 99,234,100 | |
| | 19 三井住友TB | 100,000,000 | 99,654,900 | |
| | 21 積水ハウス | 100,000,000 | 99,762,500 | |
| | 25 BPCE S.A. | 100,000,000 | 98,110,000 | |
| | 25 ニチレイ | 100,000,000 | 99,310,700 | |
| | 29 西日本高速道 | 100,000,000 | 100,385,700 | |
| | 34 東京センチュリー | 100,000,000 | 97,805,700 | |
| | 38 三菱重工業 | 100,000,000 | 99,170,800 | |
| | 400 中国電力 | 10,000,000 | 9,966,300 | |
| | 41 京王電鉄 | 100,000,000 | 97,783,000 | |
| | 43 東洋紡 | 100,000,000 | 97,930,100 | |
| | 6 TDK | 100,000,000 | 99,198,800 | |
| | 65 東京瓦斯 | 100,000,000 | 96,354,300 | |
| | 73 三井物産 | 100,000,000 | 97,706,400 | |
| | 75 ホンダファイナンス | 100,000,000 | 99,663,500 | |
| 社債券 | 合計 | 2,210,000,000 | 2,194,364,600 | |
| 合計 | | 45,064,019,000 | 45,565,673,311 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2023年 8 月 2 日現在) |
|-------------|-------------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 51,818,975 |
| 金銭信託 | 2,547,396,249 |
| 国債証券 | 25,407,067,284 |
| 未収入金 | 47,681,876 |
| 未収利息 | 163,003,108 |
| 前払費用 | 29,613,849 |
| 流動資産合計 | 28,246,581,341 |
| 資産合計 | 28,246,581,341 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 226,512 |
| 未払解約金 | 2,588,294,265 |
| 流動負債合計 | 2,588,520,777 |
| 負債合計 | 2,588,520,777 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 17,841,895,622 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 7,816,164,942 |
| 元本等合計 | 25,658,060,564 |
| 純資産合計 | 25,658,060,564 |
| 負債純資産合計 | 28,246,581,341 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年8月2日現在) |
|------------------|-----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 17,841,895,622口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.4381円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2023年 8 月 2 日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

| (2023年8月2日現在) | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 19,658,308,197円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 24,728,403,526円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 26,544,816,101円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 17,841,895,622円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用） | 2,052,905,320円 |
| iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド | 494,478,274円 |
| 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家限定） | 2,054,919円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 278,763,911円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 2,927,793,933円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 225,723,564円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 297,035,519円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 574,301,416円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 2,518,372,061円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 510,334,315円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 410,510,199円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 173,453,372円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定） | 6,171,318,031円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 195,788,786円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定） | 865,406,807円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 47,636,278円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 96,018,917円 |
| 合計 | 17,841,895,622円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2023年8月2日現在) |
|------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 949,122,041 |
| 合計 | 949,122,041 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | (2023年8月2日現在) | | | |
|-----------|---------------------|---------------|----------|------------|---------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超(円) | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 人民元 | 46,446,426 | - | 46,672,938 | 226,512 |
| 合計 | | 46,446,426 | - | 46,672,938 | 226,512 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 人民元 | CHINA GOVERNMENT BOND 4.08% 2048/10/22 | 1,250,000.000 | 1,473,311.840 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.86% 2049/7/22 | 1,100,000.000 | 1,261,211.030 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.85% 2027/6/4 | 2,800,000.000 | 2,854,946.870 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.64% 2028/1/15 | 3,100,000.000 | 3,122,878.000 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/5/21 | 2,400,000.000 | 2,405,373.500 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.39% 2050/3/16 | 1,870,000.000 | 1,986,766.910 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.89% 2031/11/18 | 800,000.000 | 813,073.590 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.02% 2031/5/27 | 3,300,000.000 | 3,393,742.070 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.79% 2029/12/15 | 4,100,000.000 | 4,136,182.500 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.18% 2025/8/25 | 1,400,000.000 | 1,400,000.840 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/9/14 | 1,290,000.000 | 1,471,128.210 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.44% 2027/10/15 | 4,000,000.000 | 4,006,241.520 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18 | 800,000.000 | 871,844.650 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 1.99% 2024/9/15 | 2,000,000.000 | 1,999,903.120 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/6/15 | 3,400,000.000 | 3,434,837.250 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 1.99% 2025/4/9 | 5,550,000.000 | 5,540,537.340 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2029/3/24 | 3,600,000.000 | 3,651,231.160 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.26% 2025/2/24 | 4,300,000.000 | 4,309,104.550 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/4/12 | 1,100,000.000 | 1,238,850.280 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.02% 2025/10/22 | 4,500,000.000 | 4,594,221.490 | |
| CHINA GOVERNMENT BOND 2.46% 2026/2/15 | 3,400,000.000 | 3,417,680.000 | | | |
| CHINA GOVERNMENT BOND 3.01% 2028/5/13 | 1,700,000.000 | 1,745,996.230 | | | |
| CHINA GOVERNMENT BOND 3.12% 2052/10/25 | 700,000.000 | 709,415.000 | | | |
| CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/9/1 | 500,000.000 | 495,803.300 | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|--------|---|----------------|-----------------------------------|----|
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/2/17 | 1,950,000.000 | 1,958,193.900 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2032/11/15 | 1,800,000.000 | 1,811,952.000 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.76% 2032/5/15 | 1,400,000.000 | 1,406,521.250 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 3.32% 2052/4/15 | 850,000.000 | 893,773.880 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/4/15 | 3,750,000.000 | 3,769,724.700 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2025/11/25 | 6,900,000.000 | 6,909,063.690 | |
| | | CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/8/15 | 1,100,000.000 | 1,098,914.130 | |
| | 人民元 | 小計 | 76,710,000.000 | 78,182,424.800 (1,559,481,373) | |
| | アメリカドル | US TREASURY N/B 3.625% 2053/5/15 | 280,000.000 | 257,293.740 | |
| | | US TREASURY N/B 5.25% 2029/2/15 | 790,000.000 | 827,247.240 | |
| | | US TREASURY N/B 5.375% 2031/2/15 | 1,720,000.000 | 1,860,489.020 | |
| | | US TREASURY N/B 1.75% 2041/8/15 | 1,520,000.000 | 1,032,828.120 | |
| | | US TREASURY N/B 4.625% 2040/2/15 | 90,000.000 | 95,182.030 | |
| | | US TREASURY N/B 4.5% 2039/8/15 | 35,000.000 | 36,514.840 | |
| | | US TREASURY N/B 3.5% 2039/2/15 | 100,000.000 | 93,019.530 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2042/8/15 | 260,000.000 | 207,055.460 | |
| | | US TREASURY N/B 3.125% 2043/2/15 | 90,000.000 | 75,733.590 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2042/11/15 | 50,000.000 | 39,726.560 | |
| | | US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15 | 170,000.000 | 125,527.720 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2025/6/30 | 550,000.000 | 527,677.720 | |
| | | US TREASURY N/B 1.5% 2026/8/15 | 467,000.000 | 426,848.930 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2047/2/15 | 200,000.000 | 161,554.680 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2027/5/15 | 455,000.000 | 422,776.750 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2047/5/15 | 315,000.000 | 254,264.060 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2024/10/31 | 650,000.000 | 625,980.460 | |
| | | US TREASURY N/B 2.125% 2024/11/30 | 400,000.000 | 383,828.120 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2025/5/31 | 1,250,000.000 | 1,203,320.310 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2027/8/15 | 260,000.000 | 239,717.960 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2047/8/15 | 272,000.000 | 209,567.500 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2027/11/15 | 1,220,000.000 | 1,120,732.020 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2047/11/15 | 70,000.000 | 53,908.200 | |
| | | US TREASURY N/B 2.5% 2025/1/31 | 750,000.000 | 720,908.200 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2024/12/31 | 530,000.000 | 508,551.550 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2025/4/30 | 1,000,000.000 | 963,515.620 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2048/8/15 | 900,000.000 | 726,750.000 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2028/2/15 | 1,302,000.000 | 1,219,048.340 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2048/2/15 | 555,000.000 | 448,140.800 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2025/10/31 | 1,160,000.000 | 1,115,140.610 | |
| | | US TREASURY N/B 3.375% 2048/11/15 | 800,000.000 | 692,125.000 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2025/11/30 | 1,660,000.000 | 1,590,617.170 | |
| | | US TREASURY N/B 2.625% 2029/2/15 | 200,000.000 | 184,187.500 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2049/2/15 | 665,000.000 | 538,104.480 | |
| | | US TREASURY N/B 1.5% 2024/11/30 | 200,000.000 | 190,343.750 | |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2026/9/30 | 90,000.000 | 82,388.670 | |
| | | US TREASURY N/B 2.125% 2026/5/31 | 239,000.000 | 223,455.660 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2029/5/15 | 315,000.000 | 285,456.430 | |
| | | US TREASURY N/B 2.625% 2027/5/31 | 200,000.000 | 187,531.250 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2029/5/31 | 630,000.000 | 582,356.250 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2049/8/15 | 217,000.000 | 150,560.700 | |
| | | US TREASURY N/B 1.5% 2027/1/31 | 900,000.000 | 814,535.150 | |
| | | US TREASURY N/B 1.375% 2025/1/31 | 580,000.000 | 548,281.240 | |
| | | US TREASURY N/B 0.625% 2027/3/31 | 1,200,000.000 | 1,047,375.000 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2049/11/15 | 550,000.000 | 392,154.290 | |
| | | US TREASURY N/B 1.125% 2040/8/15 | 830,000.000 | 513,951.550 | |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2026/10/31 | 930,000.000 | 849,678.500 | |
| | | US TREASURY N/B 1.125% 2025/2/28 | 600,000.000 | 563,671.870 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| | | US TREASURY N/B 3.5% 2030/1/31 | 595,000.000 | 571,850.770 | |
| | | US TREASURY N/B 0.625% 2030/8/15 | 1,030,000.000 | 812,613.660 | |
| | | US TREASURY N/B 1.875% 2051/2/15 | 655,000.000 | 412,957.020 | |
| | | US TREASURY N/B 0.375% 2025/11/30 | 1,000,000.000 | 903,867.190 | |
| | | US TREASURY N/B 1.875% 2032/2/15 | 630,000.000 | 531,660.930 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2052/2/15 | 823,000.000 | 566,969.830 | |
| | | US TREASURY N/B 0.75% 2026/5/31 | 500,000.000 | 449,355.470 | |
| | | US TREASURY N/B 1.25% 2028/5/31 | 1,520,000.000 | 1,320,915.620 | |
| | | US TREASURY N/B 0.75% 2024/11/15 | 1,150,000.000 | 1,085,267.570 | |
| | | US TREASURY N/B 0.875% 2026/9/30 | 680,000.000 | 608,307.810 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2041/5/15 | 590,000.000 | 438,973.820 | |
| | | US TREASURY N/B 0.625% 2026/7/31 | 500,000.000 | 445,605.470 | |
| | | US TREASURY N/B 0.75% 2026/4/30 | 2,580,000.000 | 2,324,620.290 | |
| | | US TREASURY N/B 1.875% 2051/11/15 | 620,000.000 | 389,437.500 | |
| | | US TREASURY N/B 1.375% 2031/11/15 | 1,675,000.000 | 1,361,918.920 | |
| | | US TREASURY N/B 1.125% 2040/5/15 | 520,000.000 | 324,837.500 | |
| | | US TREASURY N/B 0.5% 2026/2/28 | 1,000,000.000 | 899,296.880 | |
| | | US TREASURY N/B 0.625% 2030/5/15 | 560,000.000 | 444,762.490 | |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2031/5/15 | 822,000.000 | 690,030.450 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2051/5/15 | 880,000.000 | 624,284.350 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2025/7/15 | 1,000,000.000 | 963,710.940 | |
| | | US TREASURY N/B 0.375% 2027/9/30 | 1,300,000.000 | 1,105,355.470 | |
| | | US TREASURY N/B 0.25% 2025/8/31 | 1,300,000.000 | 1,181,781.250 | |
| | | US TREASURY N/B 0.375% 2024/8/15 | 680,000.000 | 645,920.300 | |
| | | US TREASURY N/B 1.25% 2031/8/15 | 770,000.000 | 623,369.130 | |
| | | US TREASURY N/B 2% 2051/8/15 | 685,000.000 | 444,821.870 | |
| | | US TREASURY N/B 0.375% 2025/4/30 | 280,000.000 | 258,278.120 | |
| | | US TREASURY N/B 0.5% 2027/4/30 | 427,000.000 | 369,872.070 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| | | US TREASURY N/B 0.5% 2027/10/31 | 510,000.000 | 434,695.290 | |
| | | US TREASURY N/B 0.375% 2026/1/31 | 930,000.000 | 835,801.170 | |
| | | US TREASURY N/B 0.75% 2028/1/31 | 660,000.000 | 564,738.270 | |
| | | US TREASURY N/B 1.875% 2041/2/15 | 2,565,000.000 | 1,799,107.020 | |
| | | US TREASURY N/B 0.75% 2026/8/31 | 300,000.000 | 267,679.680 | |
| | | US TREASURY N/B 1.125% 2028/8/31 | 1,420,000.000 | 1,219,147.640 | |
| | | US TREASURY N/B 3.875% 2029/9/30 | 500,000.000 | 490,820.310 | |
| | | US TREASURY N/B 3.75% 2026/4/15 | 770,000.000 | 752,464.450 | |
| | | US TREASURY N/B 1.625% 2050/11/15 | 790,000.000 | 467,087.500 | |
| | | US TREASURY N/B 1.375% 2040/11/15 | 1,060,000.000 | 683,451.530 | |
| | | US TREASURY N/B 2.625% 2025/4/15 | 1,000,000.000 | 959,882.810 | |
| | | US TREASURY N/B 0.625% 2027/12/31 | 900,000.000 | 767,636.710 | |
| | | US TREASURY N/B 4% 2029/10/31 | 720,000.000 | 711,815.610 | |
| | | US TREASURY N/B 4.125% 2027/10/31 | 600,000.000 | 594,703.120 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2042/2/15 | 280,000.000 | 210,601.560 | |
| | | US TREASURY N/B 1.25% 2026/11/30 | 870,000.000 | 783,747.650 | |
| | | US TREASURY N/B 1.5% 2028/11/30 | 1,000,000.000 | 870,507.810 | |
| | | US TREASURY N/B 3.875% 2029/11/30 | 410,000.000 | 402,600.770 | |
| | | US TREASURY N/B 1% 2024/12/15 | 600,000.000 | 566,343.750 | |
| | | US TREASURY N/B 1.75% 2025/3/15 | 1,000,000.000 | 947,578.120 | |
| | | US TREASURY N/B 2% 2041/11/15 | 850,000.000 | 601,142.560 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2029/3/31 | 1,000,000.000 | 907,343.750 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2025/5/15 | 1,200,000.000 | 1,153,125.000 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2032/5/15 | 523,000.000 | 477,380.500 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2052/5/15 | 260,000.000 | 205,796.090 | |
| | | US TREASURY N/B 2.375% 2024/8/15 | 450,000.000 | 436,464.840 | |
| | | US TREASURY N/B 3.125% 2044/8/15 | 155,000.000 | 129,255.460 | |
| | | US TREASURY N/B 3.125% 2027/8/31 | 1,000,000.000 | 953,945.310 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2029/4/30 | 900,000.000 | 838,265.620 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2027/4/30 | 800,000.000 | 754,281.240 | |
| | | US TREASURY N/B 2.625% 2029/7/31 | 700,000.000 | 641,675.780 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2027/7/31 | 1,570,000.000 | 1,476,903.890 | |
| | | US TREASURY N/B 2.75% 2032/8/15 | 700,000.000 | 631,257.810 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2052/8/15 | 835,000.000 | 678,470.100 | |
| | | US TREASURY N/B 3.625% 2053/2/15 | 685,000.000 | 628,594.510 | |
| | | US TREASURY N/B 3.5% 2033/2/15 | 520,000.000 | 497,656.250 | |
| | | US TREASURY N/B 4.125% 2032/11/15 | 1,480,000.000 | 1,487,168.730 | |
| | | US TREASURY N/B 4% 2052/11/15 | 290,000.000 | 284,970.300 | |
| | | US TREASURY N/B 3.375% 2033/5/15 | 350,000.000 | 331,460.930 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2044/11/15 | 168,000.000 | 136,913.430 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2024/11/15 | 1,050,000.000 | 1,010,009.760 | |
| | | US TREASURY N/B 2% 2025/2/15 | 450,000.000 | 428,958.970 | |
| | | US TREASURY N/B 2.125% 2025/5/15 | 580,000.000 | 551,294.520 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2045/5/15 | 240,000.000 | 194,934.370 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2025/11/15 | 1,879,000.000 | 1,775,361.400 | |
| | | US TREASURY N/B 3% 2045/11/15 | 100,000.000 | 81,023.430 | |
| | | US TREASURY N/B 2% 2025/8/15 | 460,000.000 | 434,250.780 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2045/8/15 | 231,000.000 | 183,311.130 | |
| | | US TREASURY N/B 2.5% 2046/5/15 | 435,000.000 | 320,880.450 | |
| | | US TREASURY N/B 2.875% 2046/11/15 | 168,000.000 | 132,805.310 | |
| | | US TREASURY N/B 2.25% 2046/8/15 | 360,000.000 | 251,985.930 | |
| | | US TREASURY N/B 1.875% 2024/8/31 | 1,000,000.000 | 963,398.440 | |
| | | US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15 | 1,673,000.000 | 1,788,933.670 | |
| | | US TREASURY N/B 5.25% 2028/11/15 | 1,620,000.000 | 1,692,583.570 | |
| | | US TREASURY N/B 6.25% 2030/5/15 | 1,485,000.000 | 1,665,520.300 | |
| | | US TREASURY N/B 6% 2026/2/15 | 250,000.000 | 257,431.640 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|---------|--|----------------|------------------------------------|----|
| | | US TREASURY N/B 5% 2037/5/15 | 300,000.000 | 331,136.710 | |
| | アメリカドル | 小計 | 96,591,000.000 | 85,866,570.080 (12,298,668,833) | |
| | イギリスポンド | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2055/12/7 | 330,000.000 | 317,984.700 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2046/12/7 | 361,000.000 | 343,924.700 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2027/12/7 | 255,000.000 | 250,890.620 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2030/12/7 | 230,000.000 | 235,819.550 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7 | 599,000.000 | 571,702.700 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7 | 570,000.000 | 549,480.000 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2040/12/7 | 290,000.000 | 279,167.100 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22 | 49,000.000 | 43,016.100 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22 | 120,000.000 | 99,017.770 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/7/22 | 371,000.000 | 310,638.300 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2071/10/22 | 124,000.000 | 58,701.600 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2030/10/22 | 115,000.000 | 87,019.000 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2027/1/29 | 635,000.000 | 618,444.390 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 0.25% 2025/1/31 | 458,000.000 | 426,292.660 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2029/1/31 | 417,000.000 | 335,715.020 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/1/31 | 475,000.000 | 362,584.970 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 4% 2063/10/22 | 125,000.000 | 115,721.600 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 0.25% 2031/7/31 | 280,000.000 | 203,490.560 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2033/1/31 | 230,000.000 | 209,691.000 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22 | 296,000.000 | 252,196.010 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2025/10/22 | 555,000.000 | 534,307.620 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2053/10/22 | 52,000.000 | 45,423.560 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2038/1/29 | 455,000.000 | 415,597.000 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 2.5% 2065/7/22 | 170,000.000 | 110,370.800 | |
| | | UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2037/9/7 | 160,000.000 | 113,990.560 | |
| | イギリスポンド | 小計 | 7,722,000.000 | 6,891,187.890 (1,261,707,591) | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---------------|--|-------------|-------------|---------------|
| イスラエル シュケル | イスラエル シュケル | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 6.25% 2026/10/30 | 190,000.000 | 212,040.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/01/31 | 200,000.000 | 241,600.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2047/03/31 | 228,000.000 | 217,398.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.25% 2028/09/28 | 150,000.000 | 141,825.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1% 2030/03/31 | 255,000.000 | 213,766.500 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.3% 2032/04/30 | 100,000.000 | 81,620.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2037/05/31 | 170,000.000 | 125,868.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.5% 2026/02/27 | 290,000.000 | 265,611.000 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.4% 2024/10/31 | 265,000.000 | 253,154.500 | |
| | | ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2% 2027/03/31 | 280,000.000 | 264,040.000 | |
| | | イスラエルシュケル 小計 | | | 2,128,000.000 |
| オーストラ リアドル | オーストラ リアドル | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2027/4/21 | 360,000.000 | 372,661.200 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/4/21 | 290,000.000 | 287,323.300 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/4/21 | 83,000.000 | 80,724.970 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/11/21 | 300,000.000 | 282,183.000 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/5/21 | 70,000.000 | 56,919.100 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 2033/4/21 | 150,000.000 | 156,436.500 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/21 | 70,000.000 | 58,646.700 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.25% 2032/5/21 | 20,000.000 | 16,021.600 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2026/4/21 | 395,000.000 | 399,882.200 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/11/21 | 280,000.000 | 232,164.800 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2030/12/21 | 340,000.000 | 277,565.800 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2031/11/21 | 451,000.000 | 358,224.790 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2051/6/21 | 110,000.000 | 64,612.900 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2037/4/21 | 468,000.000 | 450,721.440 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21 | 122,000.000 | 107,331.940 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21 | 151,000.000 | 121,870.590 | |
| AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21 | 150,000.000 | 142,929.000 | | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|-------|---|---------------|--------------------------------|----|
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/11/21 | 320,000.000 | 307,731.200 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2039/6/21 | 130,000.000 | 115,858.600 | |
| | | AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/5/21 | 143,000.000 | 131,565.720 | |
| | | オーストラリアドル 小計 | 4,403,000.000 | 4,021,375.350 (381,226,383) | |
| | カナダドル | CANADA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 2.75% 2064/12/1 | 289,000.000 | 246,256.900 | |
| | | CANADA-GOV'T 5.75% 2029/6/1 | 130,000.000 | 143,487.500 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2028/9/1 | 130,000.000 | 126,051.900 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1 | 361,000.000 | 423,564.910 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2041/6/1 | 70,000.000 | 74,053.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1 | 85,000.000 | 84,918.400 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/1 | 250,000.000 | 185,225.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/6/1 | 310,000.000 | 264,222.300 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2025/10/1 | 60,000.000 | 57,962.400 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2027/3/1 | 165,000.000 | 149,003.250 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2024/11/1 | 539,000.000 | 525,508.830 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2025/9/1 | 340,000.000 | 312,072.400 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1% 2026/9/1 | 145,000.000 | 131,400.450 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/1 | 110,000.000 | 93,729.900 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2028/3/1 | 170,000.000 | 166,557.500 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/9/1 | 250,000.000 | 237,597.500 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2026/3/1 | 300,000.000 | 269,445.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 2025/5/1 | 130,000.000 | 127,640.500 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2032/6/1 | 290,000.000 | 254,042.900 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2030/12/1 | 470,000.000 | 374,129.400 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/8/1 | 150,000.000 | 146,535.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2025/4/1 | 130,000.000 | 123,006.000 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/12/1 | 90,000.000 | 76,094.100 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2055/12/1 | 45,000.000 | 39,082.050 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|--------------------|---|---------------|--------------------------------|----|
| | | CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1 | 166,000.000 | 146,290.820 | |
| | カナダドル | 小計 | 5,175,000.000 | 4,777,877.910 (515,533,026) | |
| | シンガポ ールドル | SINGAPORE GOV'T 3.5% 2027/3/1 | 95,000.000 | 96,112.070 | |
| | | SINGAPORE GOV'T 2.875% 2030/9/1 | 45,000.000 | 44,690.130 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2024/9/1 | 37,000.000 | 36,766.880 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2033/9/1 | 60,000.000 | 61,732.800 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.25% 2036/8/1 | 65,000.000 | 60,027.500 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1 | 135,000.000 | 130,633.830 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1 | 60,000.000 | 60,480.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2028/5/1 | 70,000.000 | 68,912.450 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2050/3/1 | 40,000.000 | 34,160.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2039/7/1 | 85,000.000 | 79,654.350 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.625% 2031/7/1 | 90,000.000 | 81,257.380 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/7/1 | 90,000.000 | 89,395.260 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2051/10/1 | 40,000.000 | 34,598.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2032/8/1 | 50,000.000 | 48,430.800 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2072/8/1 | 27,000.000 | 30,537.000 | |
| | | SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2025/6/1 | 116,000.000 | 113,733.360 | |
| | シンガポ ールドル | 小計 | 1,105,000.000 | 1,071,121.810 (114,867,103) | |
| | スウェー デンク ローナ | SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2032/6/1 | 320,000.000 | 312,375.740 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12 | 530,000.000 | 484,025.680 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.5% 2025/5/12 | 610,000.000 | 601,260.530 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/5/12 | 700,000.000 | 579,639.200 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.75% 2033/11/11 | 350,000.000 | 325,290.000 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2029/11/12 | 500,000.000 | 446,328.000 | |
| | | SWEDEN GOVERNMENT BOND 1% 2026/11/12 | 630,000.000 | 591,885.000 | |
| | | SWEDISH GOVRMNT 3.5% 2039/3/30 | 315,000.000 | 348,560.100 | |
| | スウェー デンク ローナ | 小計 | 3,955,000.000 | 3,689,364.250 (49,953,992) | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----------------|--|---------------|-------------------------------|----|
| | デンマーク クローネ | DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15 | 820,000.000 | 987,997.850 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15 | 200,000.000 | 181,753.200 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/11/15 | 700,000.000 | 611,773.540 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0.25% 2052/11/15 | 660,000.000 | 329,515.820 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/11/15 | 270,000.000 | 261,927.000 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2031/11/15 | 780,000.000 | 624,452.710 | |
| | | DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2024/11/15 | 970,000.000 | 929,803.200 | |
| | デンマーククローネ 小計 | | 4,400,000.000 | 3,927,223.320 (83,021,501) | |
| | ニュージー ランドドル | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2037/4/15 | 110,000.000 | 87,015.500 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3% 2029/4/20 | 80,000.000 | 73,188.000 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/5/15 | 10,000.000 | 7,929.500 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2041/5/15 | 125,000.000 | 78,156.250 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2030/5/15 | 60,000.000 | 59,260.800 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2051/5/15 | 38,000.000 | 25,758.680 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2024/5/15 | 119,000.000 | 114,325.680 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/5/15 | 25,000.000 | 22,104.000 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2028/5/15 | 70,000.000 | 56,658.000 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2027/4/15 | 90,000.000 | 88,858.800 | |
| | | NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3.5% 2033/4/14 | 50,000.000 | 45,307.000 | |
| | ニューゼalandドル 小計 | | 777,000.000 | 658,562.210 (57,841,519) | |
| | ノルウェー クローネ | NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2028/4/26 | 705,000.000 | 643,798.950 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2029/9/6 | 400,000.000 | 352,547.200 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.375% 2030/8/19 | 135,000.000 | 113,912.350 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2033/8/15 | 370,000.000 | 343,077.320 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.25% 2031/9/17 | 290,000.000 | 236,747.300 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 2.125% 2032/5/18 | 380,000.000 | 330,410.000 | |
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/3/13 | 450,000.000 | 432,517.500 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----------------|--|---------------|--------------------------------|----|
| | | NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/2/19 | 660,000.000 | 616,936.320 | |
| | | ノルウェークローネ 小計 | 3,390,000.000 | 3,069,946.940 (43,163,454) | |
| | ポーランド ズロチ | POLAND GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/7/25 | 165,000.000 | 158,489.120 | |
| | | POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2026/7/25 | 635,000.000 | 586,587.600 | |
| | | POLAND GOVT BOND 5.75% 2029/4/25 | 340,000.000 | 347,310.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25 | 410,000.000 | 369,492.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/4/25 | 270,000.000 | 242,028.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25 | 795,000.000 | 690,934.500 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2024/10/25 | 215,000.000 | 206,417.200 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25 | 170,000.000 | 129,665.800 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2026/10/25 | 110,000.000 | 93,836.600 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/4/25 | 170,000.000 | 127,398.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/25 | 110,000.000 | 104,313.000 | |
| | | REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 3.75% 2027/5/25 | 600,000.000 | 567,996.000 | |
| | | ポーランドズロチ 小計 | 3,990,000.000 | 3,624,467.820 (128,263,755) | |
| | マレーシア リンギット | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.232% 2031/6/30 | 100,000.000 | 102,706.400 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.392% 2026/4/15 | 150,000.000 | 153,537.040 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.498% 2030/4/15 | 530,000.000 | 552,636.300 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.892% 2027/3/15 | 270,000.000 | 273,457.020 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.844% 2033/4/15 | 140,000.000 | 139,917.330 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.893% 2038/6/8 | 600,000.000 | 659,526.000 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.921% 2048/7/6 | 490,000.000 | 540,251.950 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.757% 2040/5/22 | 120,000.000 | 115,529.500 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 2.632% 2031/4/15 | 350,000.000 | 321,412.050 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.955% 2025/9/15 | 150,000.000 | 151,627.790 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.254% 2035/5/31 | 240,000.000 | 246,481.850 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.882% 2025/3/14 | 300,000.000 | 302,478.990 | |
| | | MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.736% 2046/3/15 | 170,000.000 | 183,153.610 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|--------|---|----------------|---------------------------------|----|
| | | MALAYSIAN GOV'T 3.502% 2027/5/31 | 390,000.000 | 388,250.980 | |
| | | MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/9/15 | 165,000.000 | 177,102.370 | |
| | | マレーシアリングット 小計 | 4,165,000.000 | 4,308,069.180 (136,332,726) | |
| | メキシコペソ | MEXICAN BONOS 10% 2024/12/5 | 3,600,000.000 | 3,583,152.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20 | 600,000.000 | 656,724.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 8.5% 2029/5/31 | 2,300,000.000 | 2,263,683.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29 | 3,300,000.000 | 3,095,829.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13 | 3,400,000.000 | 3,034,466.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 8% 2047/11/7 | 2,300,000.000 | 2,096,105.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 8% 2024/9/5 | 2,100,000.000 | 2,036,349.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 5% 2025/3/6 | 800,000.000 | 739,808.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23 | 1,300,000.000 | 1,202,396.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 5.5% 2027/3/4 | 5,700,000.000 | 5,029,338.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 8% 2053/7/31 | 1,000,000.000 | 903,620.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 7.5% 2033/5/26 | 1,600,000.000 | 1,462,128.000 | |
| | | MEXICAN BONOS 5.75% 2026/3/5 | 3,500,000.000 | 3,190,635.000 | |
| | | MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18 | 1,200,000.000 | 1,162,128.000 | |
| | | メキシコペソ 小計 | 32,700,000.000 | 30,456,361.000 (258,534,912) | |
| | ユーロ | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2062/1/26 | 57,000.000 | 63,099.000 | |
| | | AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20 | 240,000.000 | 223,476.000 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.5% 2026/3/28 | 140,000.000 | 144,852.400 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28 | 260,000.000 | 286,291.200 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/3/28 | 240,000.000 | 256,106.880 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2045/6/22 | 150,000.000 | 155,140.800 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2025/6/22 | 20,000.000 | 19,122.000 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2031/6/22 | 40,000.000 | 34,339.600 | |
| | | BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22 | 240,000.000 | 226,563.360 | |
| | | BELGIUM KINGDOM 5% 2035/3/28 | 423,000.000 | 490,822.670 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|---------------|-------------|----|
| | | BUNDESOBLIGATION 0% 2024/10/18 | 500,000.000 | 480,442.000 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 2.2% 2028/4/13 | 750,000.000 | 736,728.000 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 0% 2026/10/9 | 1,000,000.000 | 916,408.000 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 1.3% 2027/10/15 | 355,000.000 | 336,398.000 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 0% 2026/4/10 | 820,000.000 | 760,079.320 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 0% 2027/4/16 | 150,000.000 | 136,024.200 | |
| | | BUNDESOBLIGATION 2.4% 2028/10/19 | 350,000.000 | 346,973.200 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4 | 100,000.000 | 114,841.600 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4 | 234,000.000 | 280,249.630 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4 | 78,000.000 | 99,496.800 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2044/7/4 | 620,000.000 | 603,036.800 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15 | 107,000.000 | 104,392.830 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 5.5% 2031/1/4 | 325,000.000 | 389,983.100 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2029/8/15 | 260,000.000 | 223,871.440 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/2/15 | 120,000.000 | 102,180.960 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/8/15 | 788,000.000 | 397,044.830 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2052/8/15 | 148,000.000 | 70,831.520 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.1% 2029/11/15 | 335,000.000 | 326,625.000 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/8/15 | 713,000.000 | 586,000.440 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2035/5/15 | 552,000.000 | 407,763.500 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2036/5/15 | 283,000.000 | 202,704.970 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/8/15 | 100,000.000 | 82,807.730 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1% 2038/5/15 | 90,000.000 | 71,570.160 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.7% 2032/8/15 | 300,000.000 | 280,743.000 | |
| | | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.3% 2033/2/15 | 520,000.000 | 510,166.800 | |
| | | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0.2% 2024/6/14 | 140,000.000 | 136,174.640 | |
| | | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.8% 2025/6/12 | 890,000.000 | 884,914.540 | |
| | | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.2% 2024/12/12 | 10,000.000 | 9,856.880 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|---------------|---------------|----|
| | | DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4 | 440,000.000 | 494,930.480 | |
| | | DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 6.25% 2030/1/4 | 170,000.000 | 207,230.340 | |
| | | DEUTSCHLAND REP 6.5% 2027/7/4 | 160,000.000 | 182,385.920 | |
| | | DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4 | 148,000.000 | 159,916.960 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/4/15 | 100,000.000 | 81,750.000 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/9/15 | 120,000.000 | 106,021.440 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2024/9/15 | 100,000.000 | 96,220.000 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/9/15 | 50,000.000 | 43,149.000 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2% 2024/4/15 | 70,000.000 | 69,262.060 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2036/4/15 | 40,000.000 | 27,122.980 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2043/4/15 | 185,000.000 | 111,166.130 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/9/15 | 90,000.000 | 71,341.920 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/4/15 | 63,000.000 | 27,791.310 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2030/9/15 | 20,000.000 | 16,202.690 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 1.375% 2027/4/15 | 65,000.000 | 61,302.890 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2038/4/15 | 30,000.000 | 28,052.400 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2033/9/15 | 30,000.000 | 29,674.800 | |
| | | FINLAND GOVERNMENT BOND 0.875% 2025/9/15 | 88,000.000 | 83,851.320 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 6% 2025/10/25 | 147,000.000 | 155,771.490 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25 | 255,000.000 | 278,623.710 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25 | 358,000.000 | 394,061.340 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2026/4/25 | 1,221,000.000 | 1,233,979.230 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25 | 375,000.000 | 429,088.500 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.25% 2024/5/25 | 175,000.000 | 173,178.600 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2024/11/25 | 160,000.000 | 156,672.000 | |
| | | FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2025/5/25 | 415,000.000 | 395,124.820 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/4/25 | 1,340,000.000 | 1,518,769.400 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.75% 2032/10/25 | 78,000.000 | 94,755.960 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|--|---------------|---------------|----|
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/4/25 | 1,000,000.000 | 1,147,620.000 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/3/25 | 330,000.000 | 312,925.800 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25 | 970,000.000 | 810,019.840 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2043/5/25 | 620,000.000 | 535,911.880 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2030/11/25 | 1,005,000.000 | 813,625.890 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/2/25 | 1,196,000.000 | 1,085,855.570 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2054/5/25 | 70,000.000 | 63,159.180 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2026/9/24 | 1,310,000.000 | 1,288,885.420 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25 | 710,000.000 | 556,488.060 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2038/5/25 | 20,000.000 | 15,112.890 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2053/5/25 | 742,000.000 | 372,454.320 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2033/5/25 | 770,000.000 | 764,231.160 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/2/25 | 360,000.000 | 342,146.810 | |
| | | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2% 2048/5/25 | 650,000.000 | 493,919.400 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 5.4% 2025/3/13 | 153,000.000 | 158,275.170 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 3.4% 2024/3/18 | 40,000.000 | 40,005.690 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9% 2028/5/15 | 110,000.000 | 100,431.320 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 1.3% 2033/5/15 | 135,000.000 | 115,717.680 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/5/15 | 90,000.000 | 81,631.260 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/5/15 | 93,000.000 | 62,752.520 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2027/5/15 | 25,000.000 | 22,557.010 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2030/10/18 | 168,000.000 | 138,516.000 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/18 | 65,000.000 | 51,353.120 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 0.55% 2041/4/22 | 25,000.000 | 15,752.400 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/2/18 | 121,000.000 | 95,512.300 | |
| | | IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/5/15 | 85,000.000 | 70,352.800 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.75% 2033/2/1 | 803,000.000 | 907,484.750 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/8/1 | 920,000.000 | 983,945.520 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|---------------|---------------|----|
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1 | 283,000.000 | 301,976.280 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1 | 235,000.000 | 251,285.030 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1 | 676,000.000 | 700,075.050 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2067/3/1 | 118,000.000 | 81,414.330 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2035/3/1 | 390,000.000 | 358,265.700 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/9/1 | 449,000.000 | 407,740.490 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.1% 2026/7/15 | 690,000.000 | 661,850.760 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.65% 2027/12/1 | 300,000.000 | 288,422.400 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2030/8/1 | 320,000.000 | 263,996.160 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.65% 2030/12/1 | 345,000.000 | 296,624.100 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2029/12/15 | 920,000.000 | 922,664.320 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2029/6/15 | 588,000.000 | 559,266.790 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2053/10/1 | 60,000.000 | 59,323.080 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.1% 2027/4/1 | 530,000.000 | 485,405.800 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2026/1/15 | 1,090,000.000 | 1,088,038.000 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.4% 2025/3/28 | 1,110,000.000 | 1,105,324.680 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.25% 2038/3/1 | 163,000.000 | 143,257.440 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.4% 2028/4/1 | 495,000.000 | 489,872.790 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.45% 2043/9/1 | 160,000.000 | 158,876.800 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.8% 2028/8/1 | 500,000.000 | 502,562.000 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2031/10/30 | 350,000.000 | 351,791.950 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.7% 2030/6/15 | 455,000.000 | 450,808.540 | |
| | | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.8% 2026/4/15 | 520,000.000 | 522,756.000 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/6/22 | 190,000.000 | 174,990.380 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/6/22 | 169,000.000 | 150,791.600 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/6/22 | 44,000.000 | 29,990.400 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.1% 2030/6/22 | 145,000.000 | 119,498.270 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.35% 2032/6/22 | 90,000.000 | 70,905.600 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|---|-------------|-------------|----|
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22 | 420,000.000 | 371,387.100 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.4% 2053/6/22 | 195,000.000 | 118,460.160 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.3% 2054/6/22 | 105,000.000 | 98,711.340 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2033/6/22 | 130,000.000 | 127,851.330 | |
| | | KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2057/6/22 | 112,000.000 | 83,827.290 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/1/15 | 280,000.000 | 272,254.970 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15 | 289,000.000 | 321,669.130 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.25% 2029/7/15 | 125,000.000 | 107,815.590 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15 | 160,000.000 | 156,216.960 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2052/1/15 | 133,000.000 | 60,515.000 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/7/15 | 120,000.000 | 96,368.400 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15 | 130,000.000 | 128,273.950 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2030/7/15 | 45,000.000 | 37,174.500 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/1/15 | 70,000.000 | 68,664.680 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2032/7/15 | 25,000.000 | 20,441.900 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2027/1/15 | 335,000.000 | 303,625.910 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2026/1/15 | 185,000.000 | 171,892.010 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2029/1/15 | 220,000.000 | 189,244.000 | |
| | | NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2054/1/15 | 70,000.000 | 57,512.000 | |
| | | NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/1/15 | 105,000.000 | 116,428.830 | |
| | | NETHERLANDS GOVT 3.75% 2042/1/15 | 262,000.000 | 291,079.900 | |
| | | REP OF AUSTRIA 6.25% 2027/7/15 | 90,000.000 | 100,582.020 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15 | 221,000.000 | 241,496.860 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2030/2/20 | 60,000.000 | 49,216.080 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2025/4/20 | 240,000.000 | 226,969.560 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2028/10/20 | 218,000.000 | 186,551.320 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.9% 2032/2/20 | 240,000.000 | 200,607.360 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2033/2/20 | 80,000.000 | 78,262.400 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|--|----------------|------------------------------------|----|
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.85% 2049/5/23 | 80,000.000 | 60,228.640 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20 | 175,000.000 | 124,237.750 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 2117/9/20 | 136,000.000 | 94,500.960 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/4/20 | 245,000.000 | 223,656.580 | |
| | | REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/2/20 | 85,000.000 | 76,968.880 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31 | 230,000.000 | 240,856.000 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7% 2041/7/30 | 40,000.000 | 44,101.440 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31 | 549,000.000 | 598,009.230 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31 | 182,000.000 | 212,845.360 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2043/7/30 | 250,000.000 | 231,767.500 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/31 | 360,000.000 | 312,109.200 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2028/1/31 | 790,000.000 | 683,921.960 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.9% 2039/7/30 | 570,000.000 | 569,788.690 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.9% 2052/10/31 | 430,000.000 | 273,996.000 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.5% 2031/10/31 | 810,000.000 | 643,031.460 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2027/1/31 | 775,000.000 | 692,230.000 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.55% 2032/10/31 | 55,000.000 | 51,020.200 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0.8% 2029/7/30 | 278,000.000 | 240,786.920 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2025/5/31 | 1,020,000.000 | 958,569.480 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2033/4/30 | 351,000.000 | 340,470.000 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/5/31 | 950,000.000 | 936,133.800 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.95% 2030/7/30 | 480,000.000 | 439,353.600 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30 | 214,000.000 | 187,152.830 | |
| | | SPAIN GOVERNMENT BOND 3.55% 2033/10/31 | 400,000.000 | 399,125.600 | |
| | ユーロ | 小計 | 57,032,000.000 | 53,587,902.620 (8,439,022,905) | |
| 国債証券 | 合計 | | | 25,407,067,284 (25,407,067,284) | |
| 合計 | | | | 25,407,067,284 (25,407,067,284) | |

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-------------|------------|--------------|----------------|
| 人民元 | 国債証券 31銘柄 | 100.0% | 6.1% |
| アメリカドル | 国債証券 133銘柄 | 100.0% | 48.5% |
| イギリスポンド | 国債証券 25銘柄 | 100.0% | 5.0% |
| イスラエルシェケル | 国債証券 10銘柄 | 100.0% | 0.3% |
| オーストラリアドル | 国債証券 20銘柄 | 100.0% | 1.5% |
| カナダドル | 国債証券 25銘柄 | 100.0% | 2.0% |
| シンガポールドル | 国債証券 16銘柄 | 100.0% | 0.5% |
| スウェーデンクローナ | 国債証券 8銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| デンマーククローネ | 国債証券 7銘柄 | 100.0% | 0.3% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 11銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 8銘柄 | 100.0% | 0.2% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 12銘柄 | 100.0% | 0.5% |
| マレーシアリングgit | 国債証券 15銘柄 | 100.0% | 0.5% |
| メキシコペソ | 国債証券 14銘柄 | 100.0% | 1.0% |
| ユーロ | 国債証券 174銘柄 | 100.0% | 33.2% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2023年 8 月 2 日現在) |
|-------------|-------------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 199,993,554 |
| 金銭信託 | 4,186,978,658 |
| 投資信託受益証券 | 33,275,654,847 |
| 流動資産合計 | 37,662,627,059 |
| 資産合計 | 37,662,627,059 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 177,201,580 |
| 未払解約金 | 4,144,459,487 |
| 流動負債合計 | 4,321,661,067 |
| 負債合計 | 4,321,661,067 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 9,209,097,937 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 24,131,868,055 |
| 元本等合計 | 33,340,965,992 |
| 純資産合計 | 33,340,965,992 |
| 負債純資産合計 | 37,662,627,059 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年8月2日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 9,209,097,937口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 3.6204円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2023年 8 月 2 日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (2023年8月2日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 7,921,762,714円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 7,620,613,437円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 6,333,278,214円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 9,209,097,937円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用） | 39,927,607円 |
| iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド | 1,007,549,279円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 509,404,873円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 1,357,265,242円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 131,113,485円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 154,983,424円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 258,351,906円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 1,781,013,200円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 203,596,067円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 200,119,741円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 97,397,254円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定） | 2,914,268,112円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 69,381,104円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定） | 401,239,602円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 27,749,759円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 55,737,282円 |
| 合計 | 9,209,097,937円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2023年8月2日現在) |
|----------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | 1,887,454,072 |
| 合計 | 1,887,454,072 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-------------|-----------|---|---------------|-------------------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | アメリカドル | iShares Core MSCI Europe ETF | 826,691.000 | 44,236,235.410 | |
| | | iShares Core S&P 500 ETF | 376,546.000 | 172,796,959.400 | |
| | | iShares MSCI Pacific ex Japan ETF | 170,586.000 | 7,372,726.920 | |
| | アメリカドル 小計 | | 1,373,823.000 | 224,405,921.730 (32,141,660,170) | |
| | カナダドル | iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF | 321,397.000 | 10,509,681.900 | |
| | カナダドル 小計 | | 321,397.000 | 10,509,681.900 (1,133,994,677) | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 33,275,654,847 (33,275,654,847) | |
| 合計 | | | | 33,275,654,847 (33,275,654,847) | |

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資信託 受益証券時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|--------------|--------------------|----------------|
| アメリカドル | 投資信託受益証券 3銘柄 | 100.0% | 96.6% |
| カナダドル | 投資信託受益証券 1銘柄 | 100.0% | 3.4% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2023年 8 月 2 日現在) |
|-------------|-------------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 44,030,376 |
| 金銭信託 | 6,405,580 |
| 株式 | 16,712,938 |
| 投資信託受益証券 | 812,110 |
| 投資証券 | 3,691,636,721 |
| 派生商品評価勘定 | 1,144,408 |
| 未収入金 | 93,846 |
| 未収配当金 | 5,962,396 |
| 差入委託証拠金 | 2,221,497 |
| 流動資産合計 | 3,769,019,872 |
| 資産合計 | 3,769,019,872 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 5,202,388 |
| 流動負債合計 | 5,202,388 |
| 負債合計 | 5,202,388 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,668,068,474 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 2,095,749,010 |
| 元本等合計 | 3,763,817,484 |
| 純資産合計 | 3,763,817,484 |
| 負債純資産合計 | 3,769,019,872 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、投資信託受益証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年8月2日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 1,668,068,474口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 2.2564円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式、投資信託受益証券及び投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では不動産投信指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。不動産投信指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。不動産投信指数先物取引に係る主要リスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2023年 8月 2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載されております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

| (2023年8月2日現在) | |
|-------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 1,040,244,962円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 759,201,076円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 131,377,564円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 1,668,068,474円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド | 319,740,041円 |
| 先進国リート インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用） | 569,145円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 57,083,683円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 59,638,642円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 80,781,486円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 939,578,954円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 50,376,393円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 70,619,091円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 41,517,765円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 12,857,747円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 11,823,937円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 23,481,590円 |
| 合計 | 1,668,068,474円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | (2023年8月2日現在) |
|----------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 329,402 |
| 投資信託受益証券 | 4,083 |
| 投資証券 | 112,448,832 |
| 合計 | 112,123,513 |

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

| 区分 | 種類 | (2023年8月2日現在) | | | |
|------|---------------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 不動産投信指数 先物取引 買建 アメリカドル | 47,596,761 | - | 48,741,169 | 1,144,408 |
| | 合計 | 47,596,761 | - | 48,741,169 | 1,144,408 |

(注1) 時価の算定方法

(1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---------------|------------------------------|--------|--------|----------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | BLUEROCK HOMES TRUST INC | 100 | 16.420 | 1,642.000 | |
| | BROADSTONE NET LEASE | 3,705 | 16.610 | 61,540.050 | |
| | STAR HOLDINGS | 246 | 15.320 | 3,768.720 | |
| アメリカドル 小計 | | 4,051 | | 66,950.770 (9,589,359) | |
| オーストラリアドル | RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE | 6,948 | 0.730 | 5,072.040 | |
| オーストラリアドル 小計 | | 6,948 | | 5,072.040 (480,830) | |
| カナダドル | NEXUS INDUSTRIAL REIT | 655 | 8.250 | 5,403.750 | |
| カナダドル 小計 | | 655 | | 5,403.750 (583,064) | |
| ニュージーランドドル | PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL | 26,851 | 1.325 | 35,577.570 | |
| ニュージーランドドル 小計 | | 26,851 | | 35,577.570 (3,124,777) | |
| ユーロ | EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV | 821 | 22.700 | 18,636.700 | |
| ユーロ 小計 | | 821 | | 18,636.700 (2,934,908) | |
| 合計 | | | | 16,712,938 (16,712,938) | |

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----|
| 投資信託 受益証券 | 韓国ウォン | MIRAE ASIA PAC REAL EST-1 | 1,796.000 | 7,309,720.000 | |
| | 韓国ウォン 小計 | | 1,796.000 | 7,309,720.000 (812,110) | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 812,110 (812,110) | |
| 投資証券 | 韓国ウォン | D&D PLATFORM REIT CO LTD | 1,104.000 | 3,400,320.000 | |
| | | E KOCREF CR-REIT CO LTD | 540.000 | 2,754,000.000 | |
| | | ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD | 3,013.000 | 12,036,935.000 | |
| | | IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD | 1,018.000 | 4,677,710.000 | |
| | | JR REIT XXVII | 2,750.000 | 11,110,000.000 | |
| | | KORAMCO ENERGY PLUS REIT | 757.000 | 4,163,500.000 | |
| | | LOTTE REIT CO LTD | 2,531.000 | 8,985,050.000 | |
| | | NH ALL-ONE REIT CO LTD | 916.000 | 2,963,260.000 | |
| | | SHINHAN ALPHA REIT CO LTD | 1,570.000 | 9,765,400.000 | |
| | | SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LT | 336.000 | 1,058,400.000 | |
| | | SK REITS CO LTD | 1,531.000 | 7,126,805.000 | |
| | 韓国ウォン 小計 | | 16,066.000 | 68,041,380.000 (7,559,397) | |
| 香港ドル | CHAMPION REIT | 39,000.000 | 112,710.000 | | |
| | FORTUNE REIT | 30,000.000 | 170,100.000 | | |
| | LINK REIT | 50,500.000 | 2,181,600.000 | | |
| | PROSPERITY REIT | 25,000.000 | 42,750.000 | | |
| | SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST | 20,000.000 | 58,800.000 | | |
| | YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN | 47,000.000 | 74,260.000 | | |
| 香港ドル 小計 | | 211,500.000 | 2,640,220.000 (48,527,244) | | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|--------|-------------------------------|-----------|---------------|----|
| | アメリカドル | ACADIA REALTY TRUST | 1,577.000 | 24,837.750 | |
| | | AGREE REALTY CORP | 1,845.000 | 119,279.250 | |
| | | ALEXANDER & BALDWIN INC | 1,411.000 | 27,345.180 | |
| | | ALEXANDER'S INC | 47.000 | 9,044.680 | |
| | | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT | 3,116.000 | 380,338.960 | |
| | | ALPINE INCOME PROPERTY TRUST | 288.000 | 4,907.520 | |
| | | AMERICAN ASSETS TRUST INC | 998.000 | 22,155.600 | |
| | | AMERICAN HOMES 4 RENT- A | 6,219.000 | 231,844.320 | |
| | | AMERICOLD REALTY TRUST | 5,347.000 | 173,937.910 | |
| | | APARTMENT INCOME REIT CO | 2,952.000 | 101,548.800 | |
| | | APARTMENT INVT & MGMT CO -A | 2,963.000 | 24,415.120 | |
| | | APPLE HOSPITALITY REIT INC | 4,215.000 | 64,489.500 | |
| | | ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN | 1,333.000 | 16,155.960 | |
| | | ASHFORD HOSPITALITY TRUST | 791.000 | 3,108.630 | |
| | | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 2,810.000 | 527,914.700 | |
| | | BOSTON PROPERTIES INC | 2,825.000 | 182,805.750 | |
| | | BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC | 988.000 | 3,586.440 | |
| | | BRANDYWINE REALTY TRUST | 3,249.000 | 15,692.670 | |
| | | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 5,949.000 | 134,863.830 | |
| | | BRT APARTMENTS CORP | 228.000 | 4,386.720 | |
| | | CAMDEN PROPERTY TRUST | 2,113.000 | 229,070.330 | |
| | | CARETRUST REIT INC | 1,951.000 | 40,132.070 | |
| | | CBL & ASSOCIATES PROPERTIES | 504.000 | 11,128.320 | |
| | | CENTERSPACE | 295.000 | 19,638.150 | |
| | | CHATHAM LODGING TRUST | 916.000 | 8,647.040 | |
| | | CITY OFFICE REIT INC | 840.000 | 4,393.200 | |
| | | CLIPPER REALTY INC | 351.000 | 2,344.680 | |
| | | COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I | 499.000 | 17,529.870 | |
| | | CORPORATE OFFICE PROPERTIES | 2,239.000 | 57,766.200 | |
| | | COUSINS PROPERTIES INC | 3,002.000 | 71,897.900 | |
| | | CTO REALTY GROWTH INC | 428.000 | 7,494.280 | |
| | | CUBESMART | 4,447.000 | 189,975.840 | |
| | | DIAMONDROCK HOSPITALITY CO | 4,152.000 | 34,793.760 | |
| | | DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT | 5,900.000 | 2,979.500 | |
| | | DIGITAL REALTY TRUST INC | 5,766.000 | 711,466.740 | |
| | | DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST | 4,567.000 | 9,682.040 | |
| | | DOUGLAS EMMETT INC | 3,238.000 | 46,789.100 | |
| | | EAGLE HOSPITALITY TRUST | 3,800.000 | 520.600 | |
| | | EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI | 1,856.000 | 27,023.360 | |
| | | EASTGROUP PROPERTIES INC | 879.000 | 154,440.300 | |
| | | EMPIRE STATE REALTY TRUST-A | 2,554.000 | 22,551.820 | |
| | | EPR PROPERTIES TRUST | 1,490.000 | 67,064.900 | |
| | | EQUINIX INC | 1,851.000 | 1,490,351.160 | |
| | | EQUITY COMMONWEALTH | 2,171.000 | 42,833.830 | |
| | | EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES | 3,464.000 | 245,632.240 | |
| | | EQUITY RESIDENTIAL | 6,749.000 | 443,679.260 | |
| | | ESSENTIAL PROPERTIES REALTY | 2,946.000 | 71,558.340 | |
| | | ESSEX PROPERTY TRUST INC | 1,270.000 | 309,930.800 | |
| | | EXTRA SPACE STORAGE INC | 4,180.000 | 575,000.800 | |
| | | FARMLAND PARTNERS INC | 940.000 | 10,716.000 | |
| | | FEDERAL REALTY INVS TRUST | 1,452.000 | 146,985.960 | |
| | | FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST | 2,617.000 | 135,403.580 | |
| | | FOUR CORNERS PROPERTY TRUST | 1,753.000 | 45,770.830 | |
| | | FRANKLIN STREET PROPERTIES C | 1,935.000 | 3,231.450 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|-------------------------------|------------|---------------|----|
| | | GAMING AND LEISURE PROPERTIE | 5,199.000 | 249,863.940 | |
| | | GETTY REALTY CORP | 915.000 | 29,444.700 | |
| | | GLADSTONE COMMERCIAL CORP | 850.000 | 11,313.500 | |
| | | GLADSTONE LAND CORP | 672.000 | 11,222.400 | |
| | | GLOBAL MEDICAL REIT INC | 1,289.000 | 12,657.980 | |
| | | GLOBAL NET LEASE INC | 2,123.000 | 22,461.340 | |
| | | HEALTHCARE REALTY TRUST INC | 7,537.000 | 147,800.570 | |
| | | HEALTHPEAK PROPERTIES INC | 10,826.000 | 234,815.940 | |
| | | HERSHA HOSPITALITY TRUST | 615.000 | 3,843.750 | |
| | | HIGHWOODS PROPERTIES INC | 2,105.000 | 51,551.450 | |
| | | HOST HOTELS & RESORTS INC | 14,077.000 | 258,876.030 | |
| | | HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC | 2,453.000 | 13,712.270 | |
| | | INDEPENDENCE REALTY TRUST IN | 4,440.000 | 74,947.200 | |
| | | INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT | 1,162.000 | 4,555.040 | |
| | | INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER | 555.000 | 43,162.350 | |
| | | INVENTRUST PROPERTIES CORP | 1,370.000 | 33,989.700 | |
| | | INVITATION HOMES INC | 11,506.000 | 406,852.160 | |
| | | IRON MOUNTAIN INC | 5,772.000 | 356,594.160 | |
| | | JBG SMITH PROPERTIES | 1,869.000 | 30,801.120 | |
| | | KEPPEL PACIFIC OAK US REIT | 13,200.000 | 4,356.000 | |
| | | KILROY REALTY CORP | 2,086.000 | 73,302.040 | |
| | | KIMCO REALTY CORP | 12,269.000 | 247,465.730 | |
| | | KITE REALTY GROUP TRUST | 4,341.000 | 102,143.730 | |
| | | LTC PROPERTIES INC | 829.000 | 27,887.560 | |
| | | LXP INDUSTRIAL TRUST | 5,791.000 | 57,852.090 | |
| | | MACERICH CO/THE | 4,257.000 | 54,915.300 | |
| | | MANULIFE US REAL ESTATE INV | 35,194.000 | 3,624.980 | |
| | | MEDICAL PROPERTIES TRUST INC | 11,842.000 | 117,472.640 | |
| | | MID-AMERICA APARTMENT COMM | 2,309.000 | 341,755.090 | |
| | | NATIONAL STORAGE AFFILIATES | 1,625.000 | 54,145.000 | |
| | | NATL HEALTH INVESTORS INC | 872.000 | 47,829.200 | |
| | | NECESSITY RETAIL REIT INC/THE | 2,770.000 | 19,528.500 | |
| | | NETSTREIT CORP | 1,247.000 | 22,121.780 | |
| | | NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES | 642.000 | 7,472.880 | |
| | | NEXPOINT RESIDENTIAL | 459.000 | 18,649.170 | |
| | | NNN REIT INC | 3,604.000 | 152,953.760 | |
| | | OFFICE PROPERTIES INCOME TRU | 912.000 | 6,703.200 | |
| | | OMEGA HEALTHCARE INVESTORS | 4,638.000 | 146,931.840 | |
| | | ONE LIBERTY PROPERTIES INC | 341.000 | 6,881.380 | |
| | | ORION OFFICE REIT INC | 1,111.000 | 6,977.080 | |
| | | PARAMOUNT GROUP INC | 3,229.000 | 15,660.650 | |
| | | PARK HOTELS & RESORTS INC-WI | 4,268.000 | 57,618.000 | |
| | | PEBBLEBROOK HOTEL TRUST | 2,259.000 | 34,291.620 | |
| | | PHILLIPS EDISON & COMPANY IN | 2,322.000 | 82,431.000 | |
| | | PHYSICIANS REALTY TRUST | 4,718.000 | 68,646.900 | |
| | | PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A | 2,543.000 | 18,309.600 | |
| | | PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC | 812.000 | 18,440.520 | |
| | | POSTAL REALTY TRUST INC- A | 393.000 | 5,859.630 | |
| | | PRIME US REIT | 10,800.000 | 1,944.000 | |
| | | PROLOGIS INC | 18,277.000 | 2,269,637.860 | |
| | | PUBLIC STORAGE INC | 3,132.000 | 874,924.200 | |
| | | REALTY INCOME CORP | 13,325.000 | 809,893.500 | |
| | | REGENCY CENTERS CORP | 3,046.000 | 200,244.040 | |
| | | RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN | 2,504.000 | 36,908.960 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|---------|-------------------------------------|-------------|-----------------------------------|----|
| | | REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN | 3,977.000 | 216,706.730 | |
| | | RLJ LODGING TRUST | 3,127.000 | 32,020.480 | |
| | | RPT REALTY | 1,617.000 | 17,479.770 | |
| | | RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES | 1,170.000 | 110,799.000 | |
| | | SABRA HEALTH CARE REIT INC | 4,593.000 | 59,433.420 | |
| | | SAFEHOLD INC | 835.000 | 20,332.250 | |
| | | SAUL CENTERS INC | 251.000 | 9,638.400 | |
| | | SERVICE PROPERTIES TRUST | 3,156.000 | 26,857.560 | |
| | | SIMON PROPERTY GROUP INC | 6,472.000 | 811,847.680 | |
| | | SITE CENTERS CORP | 3,603.000 | 50,405.970 | |
| | | SL GREEN REALTY CORP | 1,248.000 | 45,789.120 | |
| | | SPIRIT REALTY CAPITAL INC | 2,797.000 | 112,719.100 | |
| | | STAG INDUSTRIAL INC | 3,550.000 | 127,800.000 | |
| | | SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC | 2,117.000 | 13,442.950 | |
| | | SUN COMMUNITIES INC | 2,462.000 | 319,863.040 | |
| | | SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC | 3,991.000 | 40,309.100 | |
| | | TANGER FACTORY OUTLET CENTER | 2,094.000 | 49,167.120 | |
| | | TERRENO REALTY CORP | 1,467.000 | 86,332.950 | |
| | | UDR INC | 6,124.000 | 248,022.000 | |
| | | UMH PROPERTIES INC | 1,166.000 | 19,285.640 | |
| | | UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME | 264.000 | 12,547.920 | |
| | | URBAN EDGE PROPERTIES | 2,350.000 | 40,514.000 | |
| | | URSTADT BIDDLE - CLASS A | 572.000 | 13,013.000 | |
| | | VENTAS INC | 7,918.000 | 384,577.260 | |
| | | VERIS RESIDENTIAL INC | 1,613.000 | 30,034.060 | |
| | | VICI PROPERTIES INC | 19,876.000 | 628,876.640 | |
| | | VORNADO REALTY TRUST | 3,212.000 | 72,334.240 | |
| | | WASHINGTON REIT | 1,736.000 | 26,873.280 | |
| | | WELLTOWER INC | 9,837.000 | 832,210.200 | |
| | | WHITESTONE REIT | 905.000 | 9,240.050 | |
| | | WP CAREY INC | 4,233.000 | 283,568.670 | |
| | | XENIA HOTELS & RESORTS INC | 1,893.000 | 23,795.010 | |
| | アメリカドル | 小計 | 499,794.000 | 20,121,165.180 (2,881,954,489) | |
| | イギリスポンド | ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED | 7,987.000 | 4,105.310 | |
| | | AEW UK REIT PLC | 2,855.000 | 2,800.750 | |
| | | ASSURA PLC | 58,657.000 | 27,486.670 | |
| | | BALANCED COMM PROPERTY TRUST | 15,788.000 | 10,988.440 | |
| | | BIG YELLOW GROUP PLC | 3,465.000 | 36,832.950 | |
| | | BRITISH LAND COMPANY PLC | 18,564.000 | 62,022.320 | |
| | | CLS HOLDINGS PLC | 3,781.000 | 5,270.710 | |
| | | CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE | 8,359.000 | 7,297.400 | |
| | | DERWENT LONDON PLC | 2,225.000 | 46,547.000 | |
| | | EDISTON PROPERTY INVESTMENT | 3,994.000 | 2,556.160 | |
| | | EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC | 12,173.000 | 10,700.060 | |
| | | GREAT PORTLAND ESTATES PLC | 5,045.000 | 21,380.710 | |
| | | HAMMERSON PLC | 77,460.000 | 20,557.880 | |
| | | HELICAL PLC | 1,929.000 | 5,073.270 | |
| | | HOME REIT PLC | 10,733.000 | 4,083.900 | |
| | | IMPACT HEALTHCARE REIT PLC | 8,488.000 | 7,859.880 | |
| | | LAND SECURITIES GROUP PLC | 14,870.000 | 95,584.360 | |
| | | LONDONMETRIC PROPERTY PLC | 19,455.000 | 35,369.190 | |
| | | LXI REIT PLC | 33,479.000 | 31,420.040 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|-----------|------------------------------------|-------------|------------------------------|----|
| | | NEWRIVER REIT PLC | 6,670.000 | 5,456.060 | |
| | | PICTON PROPERTY INCOME LTD | 10,423.000 | 7,410.750 | |
| | | PRIMARY HEALTH PROPERTIES | 26,452.000 | 24,454.870 | |
| | | PRS REIT PLC/THE | 11,473.000 | 9,419.330 | |
| | | REGIONAL REIT LTD | 7,670.000 | 3,585.720 | |
| | | SAFESTORE HOLDINGS PLC | 4,345.000 | 38,214.270 | |
| | | SCHRODER REAL ESTATE INVESTM | 10,447.000 | 4,513.100 | |
| | | SEGRO PLC | 24,222.000 | 182,827.650 | |
| | | SHAFTESBURY CAPITAL PLC | 38,658.000 | 45,887.040 | |
| | | SUPERMARKET INCOME REIT PLC | 24,889.000 | 18,741.410 | |
| | | TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING | 7,418.000 | 4,732.680 | |
| | | TRITAX BIG BOX REIT PLC | 37,005.000 | 50,955.880 | |
| | | UK COMMERCIAL PROPERTY REIT | 15,992.000 | 8,219.880 | |
| | | UNITE GROUP PLC | 8,579.000 | 82,658.660 | |
| | | URBAN LOGISTICS REIT PLC | 9,079.000 | 11,003.740 | |
| | | WAREHOUSE REIT PLC | 7,977.000 | 6,804.380 | |
| | | WORKSPACE GROUP PLC | 2,727.000 | 13,422.290 | |
| | イギリスポンド | 小計 | 563,333.000 | 956,244.710 (175,078,844) | |
| | イスラエルシュケル | MENIVIM- THE NEW REIT LTD | 14,412.000 | 22,093.590 | |
| | | REIT 1 LTD | 3,805.000 | 60,880.000 | |
| | | SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT | 4,169.000 | 31,613.520 | |
| | イスラエルシュケル | 小計 | 22,386.000 | 114,587.110 (4,513,678) | |
| | オーストラリアドル | ABACUS PROPERTY GROUP | 8,195.000 | 11,186.170 | |
| | | ABACUS STORAGE KING | 8,195.000 | 11,063.250 | |
| | | ARENA REIT | 7,217.000 | 27,568.940 | |
| | | BWP TRUST | 9,403.000 | 34,509.010 | |
| | | CENTURIA CAPITAL GROUP | 13,751.000 | 23,170.430 | |
| | | CENTURIA INDUSTRIAL REIT | 10,682.000 | 34,075.580 | |
| | | CENTURIA OFFICE REIT | 8,514.000 | 12,430.440 | |
| | | CHARTER HALL GROUP | 9,362.000 | 106,633.180 | |
| | | CHARTER HALL LONG WALE REIT | 12,878.000 | 53,572.480 | |
| | | CHARTER HALL RETAIL REIT | 10,048.000 | 38,182.400 | |
| | | CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE | 6,799.000 | 20,532.980 | |
| | | CROMWELL PROPERTY GROUP | 26,474.000 | 14,560.700 | |
| | | DEXUS INDUSTRIA REIT | 4,187.000 | 11,556.120 | |
| | | DEXUS/AU | 21,288.000 | 176,264.640 | |
| | | GDI PROPERTY GROUP | 11,454.000 | 7,616.910 | |
| | | GOODMAN GROUP | 33,869.000 | 700,072.230 | |
| | | GPT GROUP | 37,913.000 | 164,542.420 | |
| | | GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR | 5,423.000 | 15,455.550 | |
| | | HEALTHCO REIT | 8,842.000 | 12,378.800 | |
| | | HMC CAPITAL LTD | 4,680.000 | 24,289.200 | |
| | | HOMECO DAILY NEEDS REIT | 30,053.000 | 35,913.330 | |
| | | HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L | 3,769.000 | 11,457.760 | |
| | | INGENIA COMMUNITIES GROUP | 7,439.000 | 30,499.900 | |
| | | MIRVAC GROUP | 78,097.000 | 184,308.920 | |
| | | NATIONAL STORAGE REIT | 24,401.000 | 55,634.280 | |
| | | REGION RE LTD | 22,739.000 | 55,255.770 | |
| | | RURAL FUNDS GROUP | 7,312.000 | 14,624.000 | |
| | | SCENTRE GROUP | 102,729.000 | 290,723.070 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|--------------|---|-------------|--------------------------------|----|
| | | STOCKLAND | 47,247.000 | 201,272.220 | |
| | | VICINITY CENTRES | 76,585.000 | 151,255.370 | |
| | | WAYPOINT REIT LTD | 13,519.000 | 35,419.780 | |
| | オーストラリアドル | 小計 | 673,064.000 | 2,566,025.830 (243,259,248) | |
| | カナダドル | ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT | 1,239.000 | 27,096.930 | |
| | | ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT | 1,188.000 | 8,339.760 | |
| | | AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST | 351.000 | 4,197.960 | |
| | | BOARDWALK REAL ESTATE INVEST | 432.000 | 28,222.560 | |
| | | BSR REAL ESTATE INVESTMENT T | 377.000 | 6,446.700 | |
| | | BTB REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 872.000 | 2,842.720 | |
| | | CAN APARTMENT PROP REAL ESTA | 1,625.000 | 82,696.250 | |
| | | CHOICE PROPERTIES REIT | 3,169.000 | 43,637.130 | |
| | | CROMBIE REAL ESTATE INVESTME | 970.000 | 13,376.300 | |
| | | CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 1,080.000 | 16,394.400 | |
| | | DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT | 2,527.000 | 35,883.400 | |
| | | DREAM OFFICE REAL ESTATE INV | 266.000 | 3,644.200 | |
| | | EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ESTATE INVESTM | 896.000 | 2,562.560 | |
| | | FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRU | 2,039.000 | 29,830.570 | |
| | | GRANITE REAL ESTATE INVESTME | 618.000 | 47,827.020 | |
| | | H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS | 2,583.000 | 26,785.710 | |
| | | INOVALIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 248.000 | 922.560 | |
| | | INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST | 1,384.000 | 17,673.680 | |
| | | KILLAM APARTMENT REAL ESTATE | 1,136.000 | 20,584.320 | |
| | | MINTO APARTMENT REAL ESTATE | 445.000 | 6,608.250 | |
| | | MORGUARD NORTH AMERICAN RESI | 424.000 | 6,894.240 | |
| | | NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL EST | 2,330.000 | 15,890.600 | |
| | | PRIMARIS REIT | 916.000 | 12,329.360 | |
| | | PRO REAL ESTATE INVESTMENT T | 575.000 | 3,087.750 | |
| | | RIOCAN REAL ESTATE I | 2,908.000 | 57,840.120 | |
| | | SLATE GROCERY REIT | 646.000 | 8,365.700 | |
| | | SLATE OFFICE REIT | 831.000 | 1,454.250 | |
| | | SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT | 1,422.000 | 35,578.440 | |
| | | TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E | 714.000 | 1,856.400 | |
| | カナダドル | 小計 | 34,211.000 | 568,869.840 (61,381,056) | |
| | シンガポールド ル | AIMS APAC REIT | 10,531.000 | 13,058.440 | |
| | | CAPITALAND ASCOTT TRUST | 43,614.000 | 48,847.680 | |
| | | CAPITALAND CHINA TRUST | 23,951.000 | 24,909.040 | |
| | | CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL | 99,678.000 | 203,343.120 | |
| | | CAPLAND ASCENDAS REIT | 66,555.000 | 189,016.200 | |
| | | CDL HOSPITALITY TRUSTS | 16,700.000 | 19,873.000 | |
| | | DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST | 11,400.000 | 7,011.000 | |
| | | EC WORLD REIT | 5,900.000 | 1,740.500 | |
| | | ESR-LOGOS REIT | 128,722.000 | 44,409.090 | |
| | | FAR EAST HOSPITALITY TRUST | 20,100.000 | 13,065.000 | |
| | | FIRST REAL ESTATE INVT TRUST | 20,760.000 | 5,397.600 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|------------|-------------------------------------|-------------|----------------------------------|----|
| | | FRASERS CENTREPOINT TRUST | 21,159.000 | 45,703.440 | |
| | | FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL | 57,694.000 | 71,540.560 | |
| | | KEPPEL DC REIT | 26,262.000 | 56,988.540 | |
| | | KEPPEL REIT | 38,400.000 | 33,984.000 | |
| | | LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL | 38,161.000 | 25,949.480 | |
| | | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 39,580.000 | 88,659.200 | |
| | | MAPLETREE LOGISTICS TRUST | 65,574.000 | 109,508.580 | |
| | | MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST | 45,935.000 | 76,252.100 | |
| | | QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I | 49,100.000 | 15,221.000 | |
| | | PARAGON REIT | 21,400.000 | 20,330.000 | |
| | | PARKWAYLIFE REAL ESTATE | 7,700.000 | 29,876.000 | |
| | | SASSEUR REAL ESTATE INVESTME | 10,000.000 | 7,150.000 | |
| | | STARHILL GLOBAL REIT | 29,200.000 | 15,184.000 | |
| | | SUNTEC REIT | 44,000.000 | 56,320.000 | |
| | シンガポールドル | 小計 | 942,076.000 | 1,223,337.570 (131,190,721) | |
| | ニュージーランドドル | ARGOSY PROPERTY LTD | 16,334.000 | 19,682.470 | |
| | | GOODMAN PROPERTY TRUST | 21,226.000 | 47,546.240 | |
| | | KIWI PROPERTY GROUP LTD | 30,528.000 | 28,696.320 | |
| | | STRIDE PROPERTY GROUP | 10,732.000 | 16,312.640 | |
| | | VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR | 9,706.000 | 22,809.100 | |
| | ニュージーランドドル | 小計 | 88,526.000 | 135,046.770 (11,861,158) | |
| | ユーロ | AEDIFICA | 932.000 | 57,224.800 | |
| | | ALSTRIA OFFICE REIT-AG | 159.000 | 795.000 | |
| | | ALTAREA | 99.000 | 7,989.300 | |
| | | CARE PROPERTY INVEST | 706.000 | 8,980.320 | |
| | | CARMILA | 1,108.000 | 16,088.160 | |
| | | COFINIMMO | 613.000 | 43,431.050 | |
| | | COVIVIO | 906.000 | 38,776.800 | |
| | | CROMWELL REIT EUR | 7,220.000 | 11,552.000 | |
| | | GECINA SA | 1,077.000 | 104,522.850 | |
| | | HAMBORNER REIT AG | 1,354.000 | 8,814.540 | |
| | | ICADE | 639.000 | 23,489.640 | |
| | | IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ | 1,019.000 | 2,567.880 | |
| | | INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI | 5,874.000 | 34,098.570 | |
| | | INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES | 522.000 | 6,890.400 | |
| | | IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES | 8,773.000 | 8,413.300 | |
| | | KLEPIERRE | 3,861.000 | 92,470.950 | |
| | | LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM | 1,096.000 | 6,477.360 | |
| | | MERCIALYS | 1,509.000 | 11,906.010 | |
| | | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 6,615.000 | 55,698.300 | |
| | | MONTEA | 263.000 | 19,199.000 | |
| | | NSI NV | 354.000 | 6,662.280 | |
| | | RETAIL ESTATES | 228.000 | 13,452.000 | |
| | | UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD | 2,119.000 | 108,365.660 | |
| | | VASTNED RETAIL NV | 358.000 | 7,138.520 | |
| | | WAREHOUSES DE PAUW SCA | 3,068.000 | 80,627.040 | |
| | | WERELDHAVE NV | 840.000 | 13,591.200 | |
| | | XIOR STUDENT HOUSING NV | 464.000 | 12,852.800 | |
| | ユーロ | 小計 | 51,776.000 | 802,075.730 (126,310,886) | |
| 投資証券 | 合計 | | | 3,691,636,721 (3,691,636,721) | |
| 合計 | | | | 3,692,448,831 (3,692,448,831) | |

(注1) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 組入投資信託 受益証券時価比率 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|--------------|--------------|--------------------|----------------|----------------|
| 韓国ウォン | 投資信託 受益証券 | 1銘柄 - | 9.7% | - | 0.2% |
| | 投資証券 | 11銘柄 - | - | 90.3% | |
| 香港ドル | 投資証券 | 6銘柄 - | - | 100.0% | 1.3% |
| アメリカドル | 株式 | 3銘柄 0.3% | - | - | 78.0% |
| | 投資証券 | 140銘柄 - | - | 99.7% | |
| イギリスポンド | 投資証券 | 36銘柄 - | - | 100.0% | 4.7% |
| イスラエルシェケル | 投資証券 | 3銘柄 - | - | 100.0% | 0.1% |
| オーストラリアドル | 株式 | 1銘柄 0.2% | - | - | 6.6% |
| | 投資証券 | 31銘柄 - | - | 99.8% | |
| カナダドル | 株式 | 1銘柄 0.9% | - | - | 1.7% |
| | 投資証券 | 29銘柄 - | - | 99.1% | |
| シンガポールドル | 投資証券 | 25銘柄 - | - | 100.0% | 3.5% |
| ニュージーランドドル | 株式 | 1銘柄 20.9% | - | - | 0.4% |
| | 投資証券 | 5銘柄 - | - | 79.1% | |
| ユーロ | 株式 | 1銘柄 2.3% | - | - | 3.5% |
| | 投資証券 | 27銘柄 - | - | 97.7% | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【中間財務諸表】

【ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | | 当中間計算期間末 (2024年2月2日現在) |
|-----------------|--|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 24,854,487 |
| 金銭信託 | | 89,689,982 |
| 投資信託受益証券 | | 12,422,843,614 |
| 親投資信託受益証券 | | 18,376,133,343 |
| 流動資産合計 | | 30,913,521,426 |
| 資産合計 | | 30,913,521,426 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 26,176,485 |
| 未払受託者報酬 | | 3,899,599 |
| 未払委託者報酬 | | 52,925,878 |
| その他未払費用 | | 1,486,069 |
| 流動負債合計 | | 84,488,031 |
| 負債合計 | | 84,488,031 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 22,402,258,902 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | | 8,426,774,493 |
| （分配準備積立金） | | 4,453,463,650 |
| 元本等合計 | | 30,829,033,395 |
| 純資産合計 | | 30,829,033,395 |
| 負債純資産合計 | | 30,913,521,426 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 当中間計算期間 (自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日) |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 122,319,538 |
| 受取利息 | 13,546 |
| 有価証券売買等損益 | 1,746,226,785 |
| 為替差損益 | 82,355,971 |
| 営業収益合計 | 1,950,915,840 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 3,899,599 |
| 委託者報酬 | 52,925,878 |
| その他費用 | 1,626,590 |
| 営業費用合計 | 58,452,067 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,892,463,773 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,892,463,773 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,892,463,773 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 15,932,175 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 6,029,193,006 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 775,011,017 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 775,011,017 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 253,961,128 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 253,961,128 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 8,426,774,493 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券は、その収益分配金落ち日に予想収益分配金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 当中間計算期間末 (2024年2月2日現在) |
|------------------------|---------------------------|
| 1 当該中間計算期間の末日における受益権総数 | 22,402,258,902口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.3762円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 当中間計算期間末 (2024年2月2日現在) | |
|---------------------------|---|
| 1 | 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 | 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 | 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 当中間計算期間末 (2024年2月2日現在) |
|-----------|---------------------------|
| 期首元本額 | 20,732,555,915円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,542,628,410円 |
| 期中一部解約元本額 | 872,925,423円 |

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2024年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 12,965,575 |
| 国債証券 | 26,047,081,990 |
| 地方債証券 | 1,911,595,671 |
| 特殊債券 | 1,758,069,255 |
| 社債券 | 2,100,421,970 |
| 未収利息 | 74,985,011 |
| 前払費用 | 3,344,170 |
| 流動資産合計 | 31,908,463,642 |
| 資産合計 | 31,908,463,642 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 38,554,450 |
| 未払解約金 | 5,216,981 |
| 流動負債合計 | 43,771,431 |
| 負債合計 | 43,771,431 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 30,144,265,500 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 1,720,426,711 |
| 元本等合計 | 31,864,692,211 |
| 純資産合計 | 31,864,692,211 |
| 負債純資産合計 | 31,908,463,642 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|------------------|-----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 30,144,265,500口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.0571円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| (2024年2月2日現在) | |
|---------------|---|
| 1 | 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 | 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4 | 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| (2024年2月2日現在) | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 同中間計算期間の期首元本額 | 43,056,027,654円 |
| 同中間計算期間中の追加設定元本額 | 10,881,335,017円 |
| 同中間計算期間中の一部解約元本額 | 23,793,097,171円 |
| 同中間計算期間末日の元本額 | 30,144,265,500円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド | 502,164,159円 |
| 国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定） | 6,246,013,271円 |
| 国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家限定） | 1,251,403円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 442,992,436円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 626,531,865円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 1,372,739,983円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 4,268,796,576円 |
| GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定） | 950,697,925円 |
| GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定） | 815,432,937円 |
| GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定） | 1,072,313,301円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 3,954,758,603円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 4,490,281,109円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 2,443,835,751円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 631,979,311円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 1,922,547,086円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 156,883,445円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 245,046,339円 |
| 合計 | 30,144,265,500円 |

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 199,415,855 |
| 金銭信託 | 21,242,475 |
| 国債証券 | 49,813,786,688 |
| 派生商品評価勘定 | 18,730 |
| 未収入金 | 353,804,207 |
| 未収利息 | 229,767,232 |
| 前払費用 | 233,373,575 |
| 流動資産合計 | 50,851,408,762 |
| 資産合計 | 50,851,408,762 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 477,707,545 |
| 未払解約金 | 3,516,041 |
| 流動負債合計 | 481,223,586 |
| 負債合計 | 481,223,586 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 33,074,500,771 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 17,295,684,405 |
| 元本等合計 | 50,370,185,176 |
| 純資産合計 | 50,370,185,176 |
| 負債純資産合計 | 50,851,408,762 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|------------------|-----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 33,074,500,771口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.5229円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2024年2月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

| (2024年2月2日現在) | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 同中間計算期間の期首元本額 | 17,841,895,622円 |
| 同中間計算期間中の追加設定元本額 | 19,673,530,040円 |
| 同中間計算期間中の一部解約元本額 | 4,440,924,891円 |
| 同中間計算期間末日の元本額 | 33,074,500,771円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用） | 1,860,973,917円 |
| iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド | 510,714,214円 |
| 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家限定） | 17,581,578円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 838,831,335円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 7,323,878,597円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 259,449,414円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 305,984,364円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 604,537,168円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 2,817,525,755円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 544,344,150円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 428,848,157円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 193,084,937円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定） | 14,823,989,103円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 202,492,945円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定） | 2,166,773,386円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 69,256,578円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 106,235,173円 |
| 合計 | 33,074,500,771円 |

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | (2024年2月2日現在) | | | |
|-----------|--------------------------|---------------|--------------|-----------|---------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 シンガポールドル | 3,627,302 | | 3,608,572 | 18,730 |
| | 合計 | 3,627,302 | | 3,608,572 | 18,730 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|-------------|----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 44,021,710 |
| 金銭信託 | 55,750,042 |
| 投資信託受益証券 | 34,981,085,469 |
| 流動資産合計 | 35,080,857,221 |
| 資産合計 | 35,080,857,221 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 4,808,737 |
| 流動負債合計 | 4,808,737 |
| 負債合計 | 4,808,737 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 8,878,972,913 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 26,197,075,571 |
| 元本等合計 | 35,076,048,484 |
| 純資産合計 | 35,076,048,484 |
| 負債純資産合計 | 35,080,857,221 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 8,878,972,913口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 3.9505円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2024年2月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

| (2024年2月2日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 同中間計算期間の期首元本額 | 9,209,097,937円 |
| 同中間計算期間中の追加設定元本額 | 2,378,954,839円 |
| 同中間計算期間中の一部解約元本額 | 2,709,079,863円 |
| 同中間計算期間末日の元本額 | 8,878,972,913円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| JDFインデックス・ファンド外国株式Ⅰ（適格機関投資家専用） | 34,862,809円 |
| iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド | 1,025,860,360円 |
| ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド | 624,049,474円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定） | 1,230,764,351円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 147,092,509円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 158,296,059円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 242,479,424円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 1,903,656,922円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 190,134,637円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 195,508,997円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 108,548,685円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定） | 2,491,144,057円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 59,825,786円 |
| マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定） | 364,122,258円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 39,674,572円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 62,952,013円 |
| 合計 | 8,878,972,913円 |

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|-------------|---------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 22,104,773 |
| 金銭信託 | 22,138,409 |
| 株式 | 16,091,530 |
| 投資証券 | 4,077,862,327 |
| 派生商品評価勘定 | 495,136 |
| 未収入金 | 79,885 |
| 未収配当金 | 4,502,157 |
| 差入委託証拠金 | 3,054,318 |
| 流動資産合計 | 4,146,328,535 |
| 資産合計 | 4,146,328,535 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 553,707 |
| 未払金 | 1,105 |
| 未払解約金 | 634,780 |
| 流動負債合計 | 1,189,592 |
| 負債合計 | 1,189,592 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,754,275,508 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 2,390,863,435 |
| 元本等合計 | 4,145,138,943 |
| 純資産合計 | 4,145,138,943 |
| 負債純資産合計 | 4,146,328,535 |

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、投資信託受益証券及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2024年2月2日現在) |
|------------------|----------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 1,754,275,508口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 2.3629円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| (2024年2月2日現在) | |
|---------------|--|
| 1 | <p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |
| 2 | <p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> |
| 3 | <p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |
| 4 | <p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p> |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

| (2024年2月2日現在) | |
|-------------------------------------|----------------|
| 同中間計算期間の期首元本額 | 1,668,068,474円 |
| 同中間計算期間中の追加設定元本額 | 220,564,920円 |
| 同中間計算期間中の一部解約元本額 | 134,357,886円 |
| 同中間計算期間末日の元本額 | 1,754,275,508円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド | 307,417,487円 |
| 先進国リート インデックス ・ファンドV A （適格機関投資家専用） | 782,493円 |
| ブラックロックLifePathファンド2055 | 64,099,749円 |
| ブラックロックLifePathファンド2045 | 60,581,040円 |
| ブラックロックLifePathファンド2035 | 81,656,758円 |
| ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド | 1,009,078,413円 |
| ブラックロックLifePathファンド2030 | 57,088,031円 |
| ブラックロックLifePathファンド2040 | 71,534,218円 |
| ブラックロックLifePathファンド2050 | 43,097,479円 |
| ブラックロックLifePathファンド2025 | 15,716,881円 |
| ブラックロックLifePathファンド2060 | 17,363,570円 |
| ブラックロックLifePathファンド2065 | 25,859,389円 |
| 合計 | 1,754,275,508円 |

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

| 区分 | 種類 | (2024年2月2日現在) | | | |
|------|-------------------|---------------|--------------|------------|---------|
| | | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 | 不動産投信指数先物取引 買建 | 43,370,703 | | 43,312,132 | 58,571 |
| 合計 | | 43,370,703 | | 43,312,132 | 58,571 |

(注1) 時価の算定方法

(1)不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2)不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3)契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年1月末現在)

「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 31,031,094,660円 |
| 負債総額 | 86,402,645円 |
| 純資産総額(-) | 30,944,692,015円 |
| 発行済数量 | 22,410,855,347口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.3808円 |

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 31,834,774,667円 |
| 負債総額 | 293,549,651円 |
| 純資産総額(-) | 31,541,225,016円 |
| 発行済数量 | 30,007,767,779口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0511円 |

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 50,463,361,189円 |
| 負債総額 | 302,689,400円 |
| 純資産総額(-) | 50,160,671,789円 |
| 発行済数量 | 33,062,120,534口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.5172円 |

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 35,411,766,897円 |
| 負債総額 | 7,408,574円 |
| 純資産総額(-) | 35,404,358,323円 |
| 発行済数量 | 8,878,192,577口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 3.9878円 |

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 4,144,213,117円 |
| 負債総額 | 840,962円 |
| 純資産総額(-) | 4,143,372,155円 |
| 発行済数量 | 1,749,041,484口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 2.3689円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われま

す。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 199 | 11,982,887 |
| 単位型株式投資信託 | 77 | 502,893 |
| 合計 | 276 | 12,485,780 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 18,002 | 19,222 |
| 立替金 | 50 | 42 |
| 前払費用 | 260 | 153 |
| 未収入金 | 2 | 2 |
| 未収委託者報酬 | 1,751 | 2,178 |
| 未収運用受託報酬 | 2,880 | 2,712 |
| 未収収益 | 2 | 1,839 |
| 為替予約 | - | 1 |
| その他流動資産 | - | - |
| 流動資産計 | 23,520 | 26,153 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 1 | 500 |
| 器具備品 | 1 | 432 |
| 有形固定資産計 | 1,297 | 932 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 12 | 12 |
| 無形固定資産計 | 12 | 12 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 39 | 22 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 812 |
| 前払年金費用 | 1,084 | 1,142 |
| 長期前払費用 | 9 | 6 |
| 繰延税金資産 | 898 | 732 |
| 投資その他の資産計 | 3,156 | 2,717 |
| 固定資産計 | 4,465 | 3,662 |
| 資産合計 | 27,986 | 29,815 |

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 143 | 144 |
| 未払金 | 2 | |
| 未払収益分配金 | 4 | 5 |
| 未払償還金 | 70 | 70 |
| 未払手数料 | 421 | 432 |
| その他未払金 | 1,995 | 69 |
| 未払費用 | 2 | 626 |
| 未払消費税等 | 172 | 192 |
| 未払法人税等 | 384 | 1,472 |
| 為替予約 | 4 | - |
| 前受金 | 276 | 254 |
| 賞与引当金 | 1,778 | 1,902 |
| 役員賞与引当金 | 149 | 146 |
| 早期退職慰労引当金 | 326 | 176 |
| 流動負債計 | 6,355 | 5,814 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 92 | 101 |
| 資産除去債務 | 961 | 963 |
| 固定負債計 | 1,053 | 1,064 |
| 負債合計 | 7,409 | 6,879 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 10,276 | 12,632 |
| 利益剰余金合計 | 10,612 | 12,968 |
| 株主資本合計 | 20,580 | 22,936 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 3 | 0 |
| 純資産合計 | 20,576 | 22,936 |
| 負債・純資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|------------|---|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 6,484 | 6,885 |
| 運用受託報酬 | 1 | 8,687 | 8,621 |
| その他営業収益 | 1 | 16,110 | 18,148 |
| 営業収益計 | | 31,281 | 33,655 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,551 | 1,597 |
| 広告宣伝費 | | 188 | 152 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 360 | 357 |
| 委託調査費 | 1 | 4,677 | 4,651 |
| 調査費計 | | 5,037 | 5,009 |
| 委託計算費 | | 106 | 117 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 86 | 88 |
| 印刷費 | | 87 | 87 |
| 諸会費 | | 47 | 44 |
| 営業雑経費計 | | 222 | 220 |
| 営業費用計 | | 7,106 | 7,097 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 915 | 694 |
| 給料・手当 | | 5,934 | 5,875 |
| 賞与 | | 2,360 | 2,563 |
| 給料計 | | 9,209 | 9,133 |
| 退職給付費用 | | 463 | 489 |
| 福利厚生費 | | 1,109 | 1,185 |
| 事務委託費 | 1 | 3,699 | 4,562 |
| 交際費 | | 34 | 69 |
| 寄付金 | | 1 | - |
| 旅費交通費 | | 123 | 193 |
| 租税公課 | | 285 | 294 |
| 不動産賃借料 | | 901 | 904 |
| 水道光熱費 | | 76 | 82 |
| 固定資産減価償却費 | | 441 | 473 |
| 資産除去債務利息費用 | | 0 | 2 |
| 事務過誤取引損 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 431 | 484 |
| 一般管理費計 | | 16,782 | 17,878 |
| 営業利益 | | 7,392 | 8,678 |

| | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | 53 | - |
| その他 | 3 | 0 |
| 営業外収益計 | 57 | 0 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券売却損 | 2 | 0 |
| 為替差損 | - | 16 |
| 固定資産除却損 | - | 4 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用計 | 2 | 23 |
| 経常利益 | 7,448 | 8,656 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 362 | 203 |
| 特別損失計 | 362 | 203 |
| 税引前当期純利益 | 7,085 | 8,453 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,485 | 2,633 |
| 法人税等調整額 | 5 | 163 |
| 当期純利益 | 4,605 | 5,656 |

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2022年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 9,470 | 9,807 | 19,775 | 3 | 3 | 19,778 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,800 | 3,800 | 3,800 | | | 3,800 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,605 | 4,605 | 4,605 | | | 4,605 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 7 | 7 | 7 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 805 | 805 | 805 | 7 | 7 | 798 |
| 2022年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2023年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,300 | 3,300 | 3,300 | | | 3,300 |
| 当期純利益 | | | | | | 5,656 | 5,656 | 5,656 | | | 5,656 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,356 | 2,356 | 2,356 | 3 | 3 | 2,359 |
| 2023年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | 0 | 0 | 22,936 |

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（グループ通算制度の適用）

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 2,488 百万円 | 2,737 百万円 |
| 器具備品 | 1,662 百万円 | 1,482 百万円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 186 百万円 | 302 百万円 |
| その他未払金 | 1,982 百万円 | 53 百万円 |
| 未払費用 | 55 百万円 | 52 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|---------|---|---|
| 運用受託報酬 | 224 百万円 | 282 百万円 |
| その他営業収益 | 6,692 百万円 | 6,983 百万円 |
| 委託調査費 | 1,869 百万円 | 1,196 百万円 |
| 事務委託費 | 1,351 百万円 | 1,619 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月31日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,800 | 253,333 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,300 | 220,000 | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------|----------------------------------|----------------------------------|
| | (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
| 1年以内 | 726 百万円 | 522 百万円 |
| 1年超 | 1,938 百万円 | 1,413 百万円 |
| 合計 | 2,665 百万円 | 1,936 百万円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-------|----|
| 長期差入保証金 | 1,125 | 1,077 | 47 |

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-----|----|
| 長期差入保証金 | 812 | 791 | 21 |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 18,002 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,751 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,880 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 570 | - | - | - |
| 合計 | 23,206 | - | - | - |

当事業年度（2023年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 19,222 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,178 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,712 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 1,839 | - | - | - |
| 合計 | 25,953 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年12月31日）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|-------|------|-------|
| 長期差入保証金 | - | 1,077 | - | 1,077 |

(単位：百万円)

当事業年度（2023年12月31日）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 791 | - | 791 |

(単位：百万円)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員住宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,588 |
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 78 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 過去勤務費用の発生額 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,803 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,606 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 573 |
| 事業主からの拠出額 | 448 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 年金資産の期末残高 | 3,368 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,710 |
| 年金資産 | 3,368 |
| | 657 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 92 |
| 未積立退職給付債務 | 565 |
| 未認識数理計算上の差異 | 455 |
| 未認識過去勤務費用 | 29 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |
| 退職給付引当金 | 92 |
| 前払年金費用 | 1,084 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 375 |
| 特別退職金 | 362 |
| 合計 | 738 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 0.1% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,803 |
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,834 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,368 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9 |
| 事業主からの拠出額 | 452 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 年金資産の期末残高 | 3,500 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,733 |
| 年金資産 | 3,500 |
| | 767 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 101 |
| 未積立退職給付債務 | 666 |
| 未認識数理計算上の差異 | 401 |
| 未認識過去勤務費用 | 25 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |
| 退職給付引当金 | 101 |
| 前払年金費用 | 1,142 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 47 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 402 |
| 特別退職金 | 203 |
| 合計 | 605 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.9% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | （単位：百万円） | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 140 | 192 |
| 賞与引当金 | 544 | 582 |
| 資産除去債務 | 294 | 295 |
| 未払事業税 | 83 | 89 |
| 早期退職慰労引当金 | 99 | 54 |
| 退職給付引当金 | 28 | 30 |
| 有形固定資産 | 0 | - |
| その他 | 121 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | 1,312 | 1,244 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付引当金 | 331 | 349 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 82 | 44 |
| その他 | - | 117 |
| 繰延税金負債合計 | 414 | 512 |
| 繰延税金資産の純額 | 898 | 732 |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | （単位：百万円） | |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 898 | 732 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 法定実効税率 | 30.6 % |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.9 | 2.5 |
| その他 | 0.4 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.0 % | 33.0 % |

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 期首残高 | 784 | 961 |
| 見積りの変更による増加額 | 176 | - |
| 時の経過による調整額 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 961 | 963 |

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|---------|---|---|
| 委託者報酬 | 6,484 百万円 | 6,885 百万円 |
| 運用受託報酬 | 7,644 百万円 | 8,526 百万円 |
| 成功報酬（注） | 1,042 百万円 | 95 百万円 |
| その他営業収益 | 16,110 百万円 | 18,148 百万円 |
| 合計 | 31,281 百万円 | 33,655 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,484 | 8,687 | 16,110 | 31,281 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 14,721 | 13,745 | 2,813 | 31,281 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 6,917 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 4,287 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,885 | 8,621 | 18,148 | 33,655 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 15,053 | 14,702 | 3,899 | 33,655 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 7,266 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 5,097 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

(1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------|-----------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 73 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 224 | 未収収益 | 186 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,692 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,869 | 未払費用 | 55 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,351 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 連結法人税の 個別帰属額 | 1,982 | その他未払金 | 1,982 |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 282 | 未収収益 | 302 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,983 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,196 | 未払費用 | 52 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,619 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

(2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 4,287 | 未収収益 | 180 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 35 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 12 | | |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 5,097 | 未収収益 | 886 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 11 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 24 | | |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
 ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,371,780 円 88 銭 | 1,529,103 円 11 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 307,029 円 07 銭 | 377,073 円 92 銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 15,000 | 15,000 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 2007年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2007年12月27日 | 事業を営むことの変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2008年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 2008年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 2009年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 2009年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。 |
| 2011年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 2013年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |
| 2014年12月1日 | 決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 247,369百万円（2023年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2023年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （2023年3月末現在） | 事業の内容 |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,770,996 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |
| PayPay銀行株式会社 | 72,216 | |
| SBC日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| auカブコム証券株式会社 | 7,196 | |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | |
| 立花証券株式会社 | 6,695 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | |
| 楽天証券株式会社 | 19,495 | |

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
- ・資本金の額 : 10百万香港ドル（円貨換算^{*} 約182百万円、2023年12月末現在）
 - * 香港ドルの円貨換算は、2023年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=18.15円）によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項または第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2022年8月3日から2023年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2023年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2023年8月3日から2024年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2024年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年8月3日から2024年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。